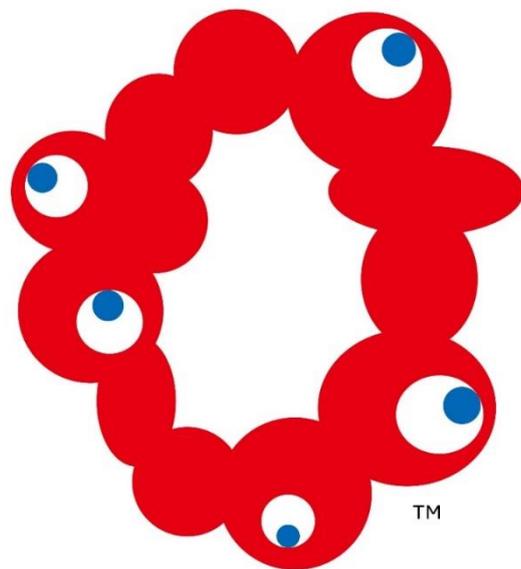


# パビリオン タイプ A (敷地渡し方式) の工事・解体に係る ガイドライン



OSAKA, KANSAI, JAPAN

**EXPO**  
**2025**

## 目次

### 略語、略称、単位及び用語の定義

はじめに .....	1
本ガイドラインの目的 .....	1
本ガイドラインの概要 .....	1
規制と推奨事項について.....	2
法遵守 .....	2
開催者が提供する文書 .....	5
<b>1. 建設から解体撤去及び敷地返却までの全体概要.....</b>	<b>6</b>
1-1. ワンストップ・ショップ（総合窓口） .....	6
1-2. スケジュール.....	6
1-3. 設計 .....	7
1-4. 許認可の手続きフロー.....	7
1-5. 工事監理者の選定 .....	9
1-6. 請負業者の選定 .....	9
1-7. 着工時の保険付保に関する要件 .....	9
1-8. 着工に関する要件（工事開始許可） .....	10
1-9. 建設工事.....	10
1-10. 解体撤去工事 .....	10
1-11. 提出書類.....	10
1-12. この章で参照した基準等の再掲（補足情報） .....	11
<b>2. 建設工事における会場内施工ルールと施工管理 .....</b>	<b>12</b>
2-1. 会場全体の施工計画.....	12
2-2. 敷地内の施工計画書 .....	15
2-3. 工事中のセキュリティ .....	21
2-4. 敷地外における作業許可 .....	23
2-5. 道路と交通管理.....	23
2-6. 隠蔽部の施工時セキュリティ対策 .....	25
2-7. 工事進捗報告 .....	25
2-8. 提出書類 .....	26

2-9. この章で参照した基準等の再掲（補足情報） .....	27
<b>3. 防火及びセキュリティに関する要件 .....</b>	<b>28</b>
3-1. 消防の設備等 .....	28
3-2. パビリオンのセキュリティ .....	29
3-3. 提出書類 .....	30
<b>4. ユーティリティサービスへの接続 .....</b>	<b>31</b>
4-1. インフラ供給網の準備 .....	31
4-2. ユーティリティサービスの接続要件 .....	31
4-3. 提出書類 .....	45
<b>5. 労働安全衛生の確保 .....</b>	<b>46</b>
5-1. 労働安全衛生に関する法令等の遵守 .....	46
5-2. 持続可能な大阪・関西万博開催に向けた方針 .....	46
5-3. 請負業者による安全衛生計画書の作成及び提出 .....	46
5-4. 参加者による労働安全衛生管理 .....	46
5-5. 事故等の報告 .....	47
5-6. 提出書類 .....	47
5-7. この章で参照した基準等の再掲(補足情報) .....	47
<b>6. 持続可能性の取組 .....</b>	<b>48</b>
6-1. 持続可能性方針 .....	48
6-2. 環境影響評価制度（環境アセスメント制度） .....	48
6-3. この章で参照した基準等の再掲（補足情報） .....	49
<b>7. 情報管理体制と品質管理の遵守 .....</b>	<b>50</b>
7-1. 連絡に関する手順・手段 .....	50
7-2. 規定違反の通知と措置 .....	52
7-3. 品質管理 .....	52
7-4. 提出書類 .....	53
7-5. この章で参照した基準等の再掲（補足情報） .....	53
<b>8. 解体撤去工事と敷地返却 .....</b>	<b>54</b>
8-1. 解体撤去工事におけるスケジュール上の条件 .....	54

8-2. 解体撤去工事の着工に関する要件 .....	54
8-3. 解体撤去工事 .....	54
8-4. 労働安全衛生、品質保証の遵守及び持続可能性に関する取組 .....	55
8-5. ユーティリティサービスの利用中止 .....	55
8-6. 敷地の原状回復及び返却 .....	55
8-7. 提出書類 .....	56
8-8. この章で参照した基準等の再掲（補足情報） .....	56
<b>9. 各種通知・承認・許可に関する手続き .....</b>	<b>57</b>
9-1. 設計者、工事監理者、請負業者及び現場監督者の通知 .....	57
9-2. 提出物に関し考慮すべき事項 .....	57
9-3. 設計の承認 .....	57
9-4. 工事開始許可 .....	59
9-5. 立入検査 .....	59
9-6. 工事完了の手続き .....	59
9-7. 使用許可の手続き .....	60
9-8. 解体撤去に関する作業許可 .....	60
9-9. 解体撤去工事完了の手続き .....	61
9-10. この章で参照した基準等の再掲（補足情報） .....	61
<b>補足情報 .....</b>	<b>62</b>
法令・条例・基準一覧 .....	62
施工時必要な諸官庁への届出一覧 .....	64

## 略語、略称、単位及び用語の定義

略語／略称	正式名称
BIE	Bureau International des Expositions（博覧会国際事務局）
BIM	Building Information Modeling
EPS	Electric pipe Space/Shaft（電気配線を通すための空間）
単位	正式名称
Ha	ヘクタール
km	キロメートル
m	メートル
m <sup>2</sup>	平方メートル
kW	キロワット
%	パーセント
kVA	キロボルトアンペア
Hz	ヘルツ
用語	定義
博覧会	日本国大阪において 2025 年 4 月 13 日から 10 月 13 日まで開催される 2025 年日本国際博覧会
法令等	条約、一般規則、特別規則、日本国の法律、政令、省令、通達及び通知、自治体の条例、規則及び規制、開催者が一般規則及び特別規則に準拠して、事務手続、提出書類、参加者及び開催者の権利及び義務の詳細並びにその他の事項について発行するガイドライン、追加の指針及び指令
一般規則	第 167 回 BIE 総会で承認された登録文書の第 8 章に含まれている一般規則
特別規則	一般規則の第 34 条に記載されている特別規則
会場基本計画	博覧会会場に含まれる様々な不動産要素、空間、建物、その他施設の全体概要を示した詳細計画
パビリオン	公式参加者及び非公式参加者が出展を行う建物であり、パビリオンタイプ A（敷地渡し方式）、パビリオンタイプ B（建物渡し方式）、パビリオンタイプ C（共同館方式）並びにその他公式参加者及び非公式参加者が直接管理する建物に関連する区域
パビリオンタイプ A（敷地渡し方式）	開催者により割り当てられた敷地について公式参加者及び非公式参加者が設計し建設する建物及び構造物
パビリオンタイプ B（建物渡し方式）	開催者が建設し公式参加者に賃貸する建物で、公式参加者が内装と外装の造作及び自身の展示品の設置を行うことができるもの
パビリオンタイプ C（共同館方式）	開催者が建設し公式参加者に引き渡される建物で、公式参加者が割り当てられた区域を造作し自身の展示品の設置を行うことができるもの
博覧会会場/会場	開催者が博覧会の運営に係る会場として使用するすべての区域

敷地	参加契約書に基づき、開催者により公式参加者及び非公式参加者に割り当てられ、その者の管理のもと使用される区域
展示エリア	開催者により、参加契約書に従って参加者に割り当てられた区域
ワンストップ・ショップ（総合窓口）	公式参加者の博覧会に関する活動及び作業が円滑に進むよう、公式参加者ポータルを活用しながら、公式参加者からのあらゆる提出物及び申請書を一元的に処理し、相談等に対応するため、開催者が設置し運営する有人のサービスセンター
公式参加者ポータルサイト	公式参加者とワンストップ・ショップの間の円滑な連絡を行うためのインターネット上のポータルサイト
開催者	令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律により2019年5月31日に経済産業大臣から博覧会の準備及び運営に関する業務を行う法人として指定を受け、2019年10月21日に公益社団法人として認定を受けた2025年日本国際博覧会協会
参加者	公式参加者と非公式参加者を指す。公式参加者とは日本国政府による博覧会への公式参加招請を受諾した外国政府及び国際機関。非公式参加者とは博覧会政府代表により公式参加者の陳列区域外で参加することが認められた者
連絡調整協議体	複数の工事が同時期に行われる博覧会会場において、各種調整等を円滑に行うための組織体
統括施工者	開催者が定めた連絡調整協議体の統括・運営を行う施工会社
関係機関	日本の法律に基づく建築工事及び設計に関する手続きを行う機関
確認申請	建築基準法第6条に定められる。建築物を建築しようとする場合、当該工事に着手する前にその計画が建築基準関連規定に適合するものであることについて確認の申請書を提出して建築主事の確認を受けること
工事開始許可	開催者が参加者に対し発行する許可で、設計者が提出した承認済みの設計に従って建設することを認めるもの
完了検査	建築基準法第7条に定められる工事完了時の建築主事の検査及び工事完了時に開催者が行う検査
検査済証	建築基準法第7条第5項に定められる。建築基準法第7条に定められる完了検査後、建築基準関係規定に適合していると認めるときに建築主事より交付される文書
完了証明	参加者が建築物及び屋外スペースの工事を完了したときに開催者に検査を申請し、合格した場合に開催者から交付される証明
使用許可	全ての展示工事及び展示物の設置が完了した時点で参加者が開催者に検査を申請し、合格した場合に開催者から交付される許可
解体撤去工事開始許可	参加者が解体撤去工事を開始するにあたり必要な開催者の許可
敷地返却	参加者が展示物やパビリオンの解体・撤去作業後、開催者に敷地を返却する手続き
展示エリアの返却	参加者が展示物や内外装の解体撤去工事後、開催者に展示エリアを返還する手続き

敷地返却証明書	解体撤去完了後、敷地の原状回復が完了していると確認された場合に開催者から参加者へ発行される証明書
展示エリア返却証明書	解体撤去完了後、展示エリアの原状回復が完了していると確認された場合に開催者から参加者へ発行される証明書
プロットシート	開催者が参加者に提供する区画に関する情報シートで、敷地詳細、設計上の注意、敷地の位置座標、電気・ガス・水道の需要配分、及び敷地内の電気・ガス・水道管接続箇所ポイントが含まれる
施工エリア	博覧会会場内に設けられる共用仮設エリア。資材ヤードや仮設給水スポットなどが設置される
搬出入管理システム(仮称)	通勤車両・運搬車両の会場アクセスを管理するシステム
夢洲通行許可条件	夢洲工事エリアで定められた工事車両の運行ルール
JAS 規格	日本農林規格。農林物資の規格化等に関する法律に基づく、農・林・水・畜産物及びその加工品の品質保証の規格
JIS 規格	日本産業規格。産業標準化法に基づき、日本の産業製品に関する規格や測定法などが定められた日本の国家規格
環境影響評価準備書	開催者が環境影響評価制度に基づき、調査・予測・評価を実施した結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめたもの
環境影響評価書	開催者が環境影響評価準備書に対する環境保全の見地からの意見を有する者、都道府県知事等からの意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を修正したもの
持続可能な大阪・関西万博開催に向けた方針	持続可能性に配慮した大阪・関西万博の実現に向け開催者が策定した方針
調達コード	持続可能性に配慮した大阪・関西万博の実現に向け、法令遵守を始め、地球温暖化や資源の枯渇などの環境問題や人権・労働問題の防止、公正な事業慣行の推進や地域経済の活性化等への貢献を考慮に入れた調達を実現するための基準や運用方法等について開催者が定めるもの
消防用設備等	消防法第 17 条に定められる設備等
ユーティリティ	上水道、電気、下水道（汚水・雨水排水）、情報通信、火災警報、冷水のインフラ設備を指す

## はじめに

本ガイドラインでは、博覧会に向けて参加者が建設するパビリオン タイプ A（敷地渡し方式）の建設及び解体撤去工事を実施する上での取り決め等の要件、開催者が実施する管理に関する事項について説明する。

パビリオンタイプ A（敷地渡し方式）の工事・解体に係るガイドラインは、建設工事の要件・基準について周知を図るべく作成された。パビリオンタイプ A（敷地渡し方式）の設計に係るガイドラインではパビリオンの設計に重点が置かれているのに対し、本ガイドラインではパビリオンの建設工事、解体撤去工事を中心に説明する。

## 本ガイドラインの目的

本ガイドラインの目的は以下の通りである。

- >博覧会会場で多数の請負業者が同時に建設工事を行う中で、円滑な建設工事及び解体撤去工事を実現するための明確な方針を提示する。
- >パビリオンの建設工事の実施の流れの詳細について解説し、必要な要件及び手続きを示す。
- >環境影響評価書の内容を遵守するとともに持続可能性に配慮した建設工事及び解体撤去工事を実現する。

本ガイドラインに記載される内容は特別規則第 4 号に付随するものである。

## 本ガイドラインの概要

本ガイドラインの概要は以下の通りである。

### 第 1 章 建設から解体撤去及び敷地返却までの全体概要：

パビリオンの建設工事から解体撤去工事までの各段階において開催者が参加者に求める対応等の要件

### 第 2 章 建設工事における会場内施工ルールと施工管理：

パビリオン建設工事中の参加者への支援を目的とした会場内の施工ルール及び施工管理に関する要件

### 第 3 章 防火及びセキュリティに関する要件：

防火及びセキュリティに関して必要な消防の設備等及びパビリオンのセキュリティに関する要件

### 第 4 章 ユーティリティサービスへの接続：

ユーティリティサービス（上水道、下水道（汚水・雨水排水）、電気、通信及び冷水）への接続に関する要件

## 第 5 章 労働安全衛生の確保：

建設工事現場における安全、衛生環境及び労働環境についての要件

## 第 6 章 持続可能性の取組：

持続可能性の取組や環境影響評価制度（環境アセスメント制度）についての説明

## 第 7 章 情報管理体制と品質管理の遵守：

参加者に求められる情報管理体制とその連絡に関する手順や、品質管理の要件

## 第 8 章 解体撤去工事と敷地返却：

解体撤去工事時及び敷地の返却に関する手順、施工ルール等に関する各種要件

## 第 9 章 各種通知・承認・許可に関する手続き：

本ガイドライン及び日本の法律に基づく主要な手続きに関する要件

## 規制と推奨事項について

参加者が本ガイドラインに従ってパビリオンを建設、解体撤去工事する際の指標とするため、規制（Control）と推奨（Guide）の 2 つの基準を設けた。これらの基準は参加者が提出する各書類を開催者が承認・許可する際の指標ともなる。

規制と推奨の基準をそれぞれアルファベットのコードと数字で示している。

**C-000 規制 (Control)** は「～こと。～しなければならない。」事項を示し、建設、解体撤去工事の計画や実施の過程での要求事項や制限・禁止事項を定めている。

**G-000 推奨 (Guide)** は「～ことが望ましい。」事項を示し、建設工事、解体撤去工事の実施内容が博覧会の目標や目的に適合するために、開催者が参加者に期待する取組み又は提案を示している。

## 法遵守

パビリオンの建築工事にあたっては、日本国の関係法令、大阪府や大阪市の条例等を遵守すること。

### > 建築基準法及び同法施行令

（建築基準法） <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000201>

（施行令） <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325CO0000000338>

### > 建築士法及び同法施行令

（建築士法） <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC1000000202>

（施行令） <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325CO0000000201>

### > 消防法及び同法施行令

（消防法） <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC1000000186>

（施行令） <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336CO0000000037>

### > 建設業法及び同法施行令

- (建設業法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC0000000100>
- (施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=331CO0000000273>
- >労働基準法及び同法施行規則
- (労働基準法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000049>
- (施行規則) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322M40000100023>
- >労働安全衛生法、同法施行令及び労働安全衛生規則
- (労働安全衛生法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347AC0000000057>
- (施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347CO0000000318>
- (規則) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347M50002000032>
- >建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）及び同法施行令
- (建設リサイクル法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC0000000104>
- (施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412CO0000000495>
- >廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）及び同法施行令
- (廃棄物処理法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000137>
- (施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346CO0000000300>
- >環境基本法
- (環境基本法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=405AC0000000091>
- >大気汚染防止法及び同法施行令、施行規則
- (大気汚染防止法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=343AC0000000097>
- (施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=343CO0000000329>
- (施行規則) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346M50000500001>
- >土壌汚染対策法及び同法施行令、施行規則
- (土壌汚染対策法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414AC0000000053>
- (施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414CO0000000336>
- (施行規則) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414M60001000029>
- >騒音規制法及び同法施行令、施行規則
- (騒音規制法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=343AC0000000098>
- (施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=343CO0000000324>
- (施行規則) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346M50014d00001>
- >振動規制法及び同法施行令、施行規則
- (振動規制法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=351AC0000000064>
- (施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=351CO0000000280>
- (施行規則) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=351M50000002058>
- >高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

及び同法施行令、施行規則

(バリアフリー法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418AC0000000091>

(施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418CO0000000379>

(施行規則) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418M60000800110>

> 景観法及び同法施行令、施行規則

(景観法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=416AC0000000110>

(施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=416CO0000000398>

(施行規則) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=416M60000800100>

> 大規模小売店舗立地法及び同法施行令、施行規則

(大店法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC0000000091>

(施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410CO0000000327>

(施行規則) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411M50000400062>

> 興行場法及び同法施行規則

(興行場法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC0000000137>

(施行規則) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323M40000100029>

> 大阪府建築基準法施行条例及び細則

(条例) [https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki\\_honbun/k201RG00000834.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000834.html)

(細則) [https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki\\_honbun/k201RG00000835.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000835.html)

> 大阪府福祉のまちづくり条例及び施行規則

(条例) [https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki\\_honbun/k201RG00000861.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000861.html)

(施行規則) [https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki\\_honbun/k201RG00000862.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000862.html)

> 大阪府生活環境の保全等に関する条例及び施行規則

(条例) [https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki\\_honbun/k201RG00000392.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000392.html)

(施行規則) [https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki\\_honbun/k201RG00000393.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000393.html)

> 大阪市建築基準法施行条例及び施行規則

> 大阪市火災予防条例及び施行規則

> 大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱

<https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html>

※大阪市の例規集を参照のこと

また当ガイドラインを含む、開催者から提示される他のガイドラインや資料、その他計画内容に応じて関連する基準等についても遵守、参照すること。

## 開催者が提供する文書

パビリオンの建築工事にあたっては、以下の文書を遵守すること。詳細は第 6 章による。

- >環境影響評価準備書及び評価書
- >持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針
- >持続可能性に配慮した調達コード

## 1. 建設から解体撤去及び敷地返却までの全体概要

本章では、建設工事から解体撤去工事までの各段階において開催者が参加者に求める対応等の要件概要について説明する。

### 1-1. ワンストップ・ショッップ（総合窓口）

出展の準備段階から閉会後の資材の撤収に至る幅広い段階における様々な手続を一元化して行うワンストップ・ショッップ（総合窓口）を設置し、公式参加者を支援する。

ワンストップ・ショッップ（総合窓口）はインターネット上の公式参加者ポータルサイトと有人のサービスセンターからなり、公式参加者からの要望や照会に対応するとともに、申請や要請を受け付け、必要なサービスを提供する。

>技術的な問合せに関する対応

>本ガイドラインに定める設計及び工事の手続き

>日本国内の関係機関の手続きに関する相談

公式参加者ポータルは公式参加者用であり、本文中で公式参加者ポータルを通じて提出するとしている事項について、公式参加者以外への手続き及びサービスの提供は別途定める。

### 1-2. スケジュール

**C-001** 参加者は、以下のスケジュールを遵守した計画推進を行わなければならない。

なお、以後本ガイドラインで記載する書類提出からの標準処理期間や提出期限の日数については、土曜日、日曜日、祝日、その他開催者の定める休日を除いた日数とする。

（凡例：◆必要な手続き ◇期限）

◆第1回提出書類（基本設計書）提出

◆第2回提出書類（実施設計書）提出

◇敷地の引渡し : 2023年4月13日から実施

◆工事開始許可

◇建築作業 : 2024年7月13日までに完了

◇内部の改装と最終仕上げ作業 : 2025年1月13日までに完了

◆工事の完了（完了証明）

◇展示品の設置 : 2025年3月13日までに完了

◆展示品の設置完了（使用許可）

◇博覧会開催 : 2025年4月13日～10月13日

◆解体撤去工事開始許可

◇敷地返却 : 2026年4月13日までに完了

**C-002** 参加者は、提出した工程表に変更があった場合、公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に工程表の改訂版を随時提出すること。この工程表は建築工事及び解体撤去工事の詳細を表現したものでなければならない。

**C-003** 参加者は開催者より敷地が引渡される前に、参加契約に署名しなければならない。

### 1-3. 設計

設計に関する要件、プロットシート、設計書の提出については「パビリオンタイプA（敷地渡し方式）の設計に係るガイドライン」を参照すること。

**C-004** 設計変更が生じた場合は、「パビリオンタイプA（敷地渡し方式）の設計に係るガイドライン」に記載の設計書の提出を行い、開催者から承認を受けること。ただし、開催者が軽微な変更（ガイドラインに適合することが明らかなもの）と判断した場合は、開催者の承認を要しない。設計書は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出すること。

**C-005** 床面積に変更のあるような建築、改築その他である場合には、事前に税関へも届出が必要があるため、**C-004** に定める規定に加えて、該当する工事に着手する前に、開催者が指示する関係書類を作成し、開催者に提出すること。なお、税関への提出は、開催者が行う。

### 1-4. 許認可の手続きフロー

図1.1に示すフロー図の手順に従い、各段階で必要な許可・検査を受けること。手続きの詳細については第9章を参照のこと。



## 1-5. 工事監理者の選定

参加者は、公式参加者向けサプライヤーリストの中から工事監理者を選定することも可能である。

- C-006** 参加者は、建築士事務所に所属し、建築士資格を取得している工事監理者を指名しなければならない。
- C-007** 参加者は、指名した工事監理者に関する情報を着工の15日前までに公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出すること。

## 1-6. 請負業者の選定

参加者は、公式参加者向けサプライヤーリストの中から請負業者を選定することも可能である。

- C-008** 参加者は、建設業法に基づく許可を取得しており、適正な資格要件を備えたスタッフを有する請負業者と現場監督者を指名しなければならない。
- C-009** 参加者は指名した工事請負業者、現場監督者に関する情報を着工の15日前までに公式参加者ポータルサイトを通じて開催者へ提出すること。

## 1-7. 着工時の保険付保に関する要件

- C-010** すべての請負業者は工事に関する下記に示す各種保険を工事期間中付保しなければならない。詳細は保険に関する要件を定めた特別規則第8号及び関連するガイドラインを参照すること。参加者の敷地内の工事に関わる保険の責任は、参加者及び請負業者の共同責任となる。
  - >労働者災害補償保険
  - >自動車損害賠償責任保険
  - >雇用保険
  - >社会保険（健康保険及び厚生年金保険）
  - >建築物、構築物及び設備装置の建設、組立及び土木に関する保険  
（含む損害賠償責任担保特約条項）
- C-011** 参加者及び請負業者は定められた保険証の写しを着工15日前までに公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出すること。
- G-001** 請負業者は以下に示す各種保険を付保することが望ましい。詳細は保険に関する要件を定めた特別規則第8号及び関連するガイドラインを参照すること。
  - >自動車保険（必要に応じて自動車損害賠償責任保険に加えて付保）
  - >保証保険
  - >傷害保険
  - >労働災害総合保険（必要に応じて労働者災害補償保険に加えて付保）
  - >サイバーリスク保険

## 1-8. 着工に関する要件（工事開始許可）

**C-012** 参加者は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に工事開始許可を得ること。申請は着工の予定日から15日前までに行うこと。申請の際は必要文書を添付すること。詳細は第9章を参照のこと。

## 1-9. 建設工事

開催者より工事開始許可が発行されたのち、工事に着手することができる。詳細は第9章を参照のこと。

**C-013** 参加者は「1-2. スケジュール」にて示す所定の期日までに建築作業、内部の改装と最終仕上げ作業、展示品の設置を完了させること。なお、開催者の工事スケジュール（参考用）は公式参加者ポータルサイトで入手可能である。

**C-014** 参加者は貨物の通関、輸送及び取扱いについて開催者が定める規定や手続きに従わなければならない。詳細については特別規則第7号及び関連するガイドラインなどを参照のこと。今後、「貨物の取扱いに関するガイドライン（仮称）」を策定予定である。

**C-015** 参加者は展示品の設置完了後に試験・試運営を行い、開催者へ検査を要請し、使用許可を受けなければならない。

**G-002** 参加者は試験・試運営の手順を策定することが望ましい。開催者は手順書の開示を求めることができる。

## 1-10. 解体撤去工事

**C-016** 参加者は「1-2. スケジュール」にて示す所定の期日までにパビリオンを解体撤去し、敷地を原状回復し返却しなければならない。詳細は第8章を参照のこと。

**C-017** 参加者は貨物の通関、輸送及び取扱いについて開催者が定める規定や手続きに従わなければならない。詳細については特別規則第7号及び関連するガイドラインなどを参照のこと。今後、「貨物の取扱いに関するガイドライン（仮称）」を策定予定である。

## 1-11. 提出書類

本章関連で、開催者が参加者に提出を義務付けている書類は以下のものである。提出書類は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出すること。提出書類の指定書式は公式参加者ポータルサイトで入手可能となる予定である。

提出文書名：

>パビリオンの工事工程表（改訂があった場合）（1-2）

- >軽微な変更届出（軽微な変更があった場合）（1-3）
- >床面積変更の届出（床面積の変更があった場合）（1-3）
- >工事監理者選定の届出（1-5）
- >請負業者、現場監督者の届出（1-6）
- >保険付保の届出（1-7）

#### **1-12. この章で参照した基準等の再掲（補足情報）**

- >パビリオンタイプA（敷地渡し方式）の設計に係るガイドライン（公式参加者用）
- >パビリオンタイプA（敷地渡し方式）の設計に係るガイドライン 付録編

## 2. 建設工事における会場内施工ルールと施工管理

本章では、パビリオンタイプ A（敷地渡し方式）の建設工事中の参加者への支援を目的として、会場内の施工ルール及び施工管理に関する要求・推奨事項について説明する。

開催者は、参加者が会場全体の施工計画と協調した敷地内のパビリオン建設工事を実施するため、本章にて会場内の主要な施工ルールや必要な施工管理の内容を定めた。本ガイドラインの他に、開催者が別途定める施工ルールについても遵守すること。

### 2-1. 会場全体の施工計画

開催者は、会場全体の工事において必要な管理体制や、共用で利用可能な工事用仮設、工事車両及び通勤車両の運行管理等、会場全体の施工計画の方針を定める。参加者及びその工事請負業者は、会場全体の施工計画の方針を遵守し、敷地内の建設工事を行うこと。

#### 2-1-1. 連絡調整協議体

パビリオンを含めた複数施設の建設工事やインフラ工事が同時に施工される会場内において、請負業者間の工事調整、各工事の進捗管理、工事車両及び通勤車両の運行管理、会場内の施工ルールの遵守等が重要となる。また、夢洲においては IR を含めたその他の事業も同時に進行しており、夢洲関連工事関係者との工事調整等が必要となる。開催者は、それらを含めた請負業者間の調整等を円滑に行うため、開催者が定めた統括施工者（施工会社）を中心とした組織として連絡調整協議体を設置する。連絡調整協議体等に関する主要事項を以下に示す。

>開催者は、会場内の施工ルールや会場全体の施工に関する調整を行う会場全体連絡調整協議体及び開催者が定める会場内の工区毎の施工に関する調整を行う工区連絡調整協議体を工事着手前の 2022 年度中に設置する予定である。（以下、会場全体連絡調整協議体及び工区連絡調整協議体をあわせて「連絡調整協議体」という）

>連絡調整協議体は、開催者が全体統括管理者として、開催者が定めた会場全体（各工区）統括施工者に指示をし、必要に応じて報告や連絡、調整など両者連携して組織運営を行う

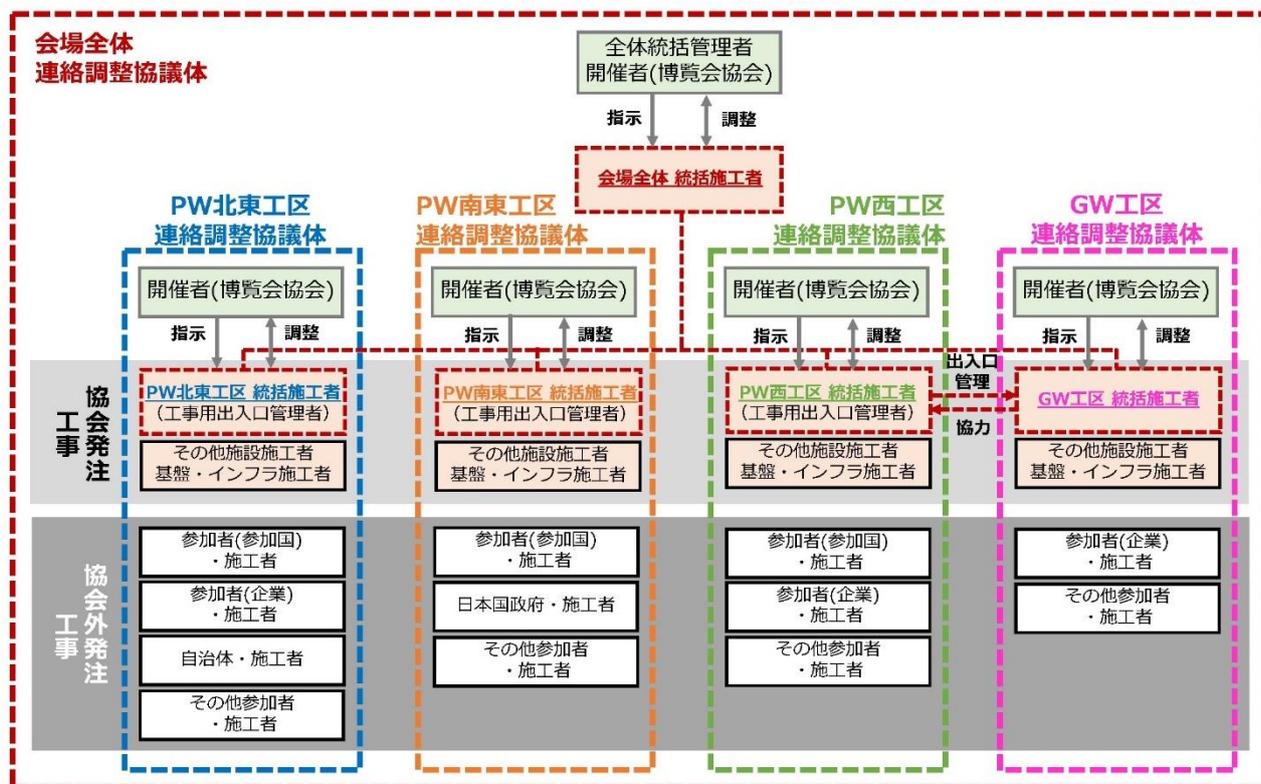
>連絡調整協議体は、開催者、統括施工者、参加者及びその請負業者、その他開催者が準備する施設やインフラ工事等を行う請負業者が所属する

>開催者及び統括施工者は、連絡調整協議体を通じて本ガイドラインや、開催者が作成・承認した後述する施工ルールに基づき、各請負業者から施工に必要な調整事項を集約し、請負業者間の調整を行う権限と責任を負う

>各請負業者から施工に必要な調整事項は、連絡調整協議体が開催する会議体等を通じて統括施工者へ報告し、調整結果については参加者及びその請負業者へ周知される

>本ガイドラインの他に開催者が定める施工ルールについても、連絡調整協議体を通じて周知される。

図 2.1 連絡調整協議体 概念図



- C-018** 参加者及びその請負業者は、自らの敷地が該当する工区連絡調整協議体に属さなければならない。参加者は連絡調整協議体に参加する旨の連絡調整協議体参加届を提出すること。(詳細は第9章を参照のこと) 参加者は、開催者が定めたルールに則り、統括施工者の指示の下で円滑な会場整備の実現に向けて協力しなければならない。また、参加者またはその請負業者は、開催者が定めた会議に出席しなければならない。
- C-019** 参加者及びその請負業者は、本ガイドラインの施工ルールの他に、開催者が別途定めた施工ルールについても遵守すること。開催者がルール化を予定している主要事項を以下に示す。
- >工事車両に関するルール(車両台数及び入退場管理)
  - >通勤車両に関するルール(自家用車の利用制限)
  - >会場内の工事車両動線や交通ルール
  - >施工ヤードの利用方法に関するルール
  - >工事を進める上で調整が必要な事項とその報告時期に関するルール
  - >連絡調整協議体の運用ルールやその他費用負担に関するルール
  - >その他追加で発生する調整事項に関するルール
- C-020** 参加者またはその請負業者は、他の参加者との調整が必要な以下の事項について、開催者が定めたルールに則り、統括施工者に報告を行い、開催者及び統括施工者の指示に従うこと。
- >工事工程
  - >会場までのルート別の工事車両台数及び入退場時間

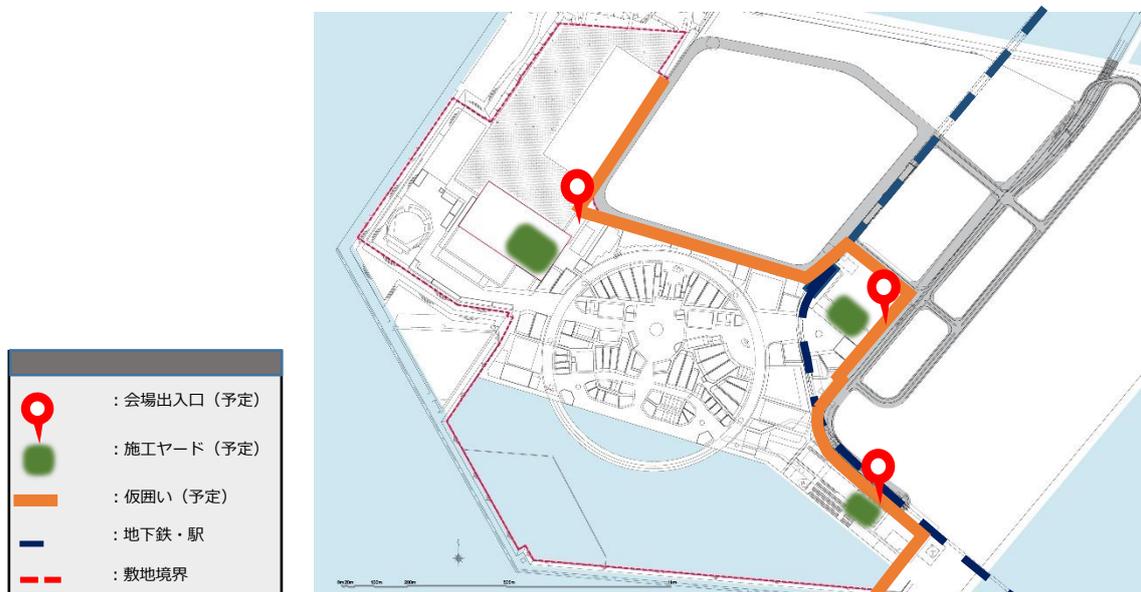
- >会場までのルート別の通勤車両台数及び入退場時間
- >建設工事におけるクレーン等の建設機械の使用計画
- >敷地外のスペースを利用した作業計画
- >土壌汚染対策法に基づく建設発生土の処理計画

## 2-1-2. 会場内の共用可能な工事用仮設

開催者は、参加者またはその請負業者が共用可能な工事用仮設を会場内に設置する。設置予定の共用可能な工事用仮設を以下に示す。

- >会場外周部の仮囲い
  - >会場内工事用通路
  - >会場出入口ゲート（入退場管理）
  - >会場出入口ゲート警備員（入退場管理）
  - >工事車両管理設備
  - >タイヤ洗浄設備（各会場出入口ゲート部）
  - >土量計量設備
  - >施工ヤード
- （工事車両待機スペース、資材置場、通勤車両用駐車場、その他共用可能な工事用仮設等）

図2.2 会場全体仮設計画案（予定）



### 2-1-3. 会場全体の工事車両及び通勤車両の管理

会場のある夢洲においては、博覧会会場の工事と同時に IR の開業に向けた工事及び夢洲内の道路や地下鉄を含めたインフラ工事が行われるため、工事車両や通勤車両等（以下「工事関係車両」という）が大幅に増加し、夢洲内及び夢洲近郊の交通渋滞が懸念される。参加者及びその請負業者は、こうした状況を踏まえ、工事関係車両台数の制限や入退場時間の分散化等、交通状況に配慮した車両計画を検討し実行する必要がある。

- C-021** 参加者は、工事関係車両の台数を必要最小限とすること。
- C-022** 参加者は、工事関係車両の入退場の予定時間や台数等の計画について、開催者が定めるルールに従い統括施工者に報告すること。また統括施工者が行う会場全体及び各工区の工事関係車両の入退場時間や台数の検討・調整結果に応じて、計画の見直しを行うこと。
- C-023** 開催者は、工事関係車両の運行管理システムを導入する予定である。開催者が定めるルールに従い、工事関係車両の事前登録を行うこと。参加者は、運行管理システムや工事車両管理設備に要する費用等を開催者または統括施工者に支払うこと。

### 2-1-4. 自然環境への配慮

会場予定地の夢洲は、「環境省レッドリスト 2020」、「大阪府レッドリスト 2014」等に掲載されている希少な野生動植物の生息・生育が確認されている。そのためパビリオン建設工事を含め会場内の各種工事において自然環境への配慮が必要となる。

- C-024** 工事の実施に当たりコアジサシの飛来が確認された場合には、速やかに開催者に報告するとともに、「コアジサシ繁殖地の保全・配慮指針」（平成 26 年、環境省自然環境局野生生物課）に基づき、防鳥ネットによる被覆等の営巣防止策を実施すること。また、営巣が確認された場合には、速やかに主催者に報告するとともに、付近を原則立入禁止とする等、配慮、対策が必要なことから開催者の指示に従うこと。
- C-025** 会場予定地内外ではレッドリスト等に掲載されている希少な野生動植物の生息・生育が確認されていることから、低騒音・低振動型の建設機械の使用や、夜間照明の向きや照度の配慮等、開催者の指示に従い適切に保全措置を実施すること。
- C-026** 工事関係者に対して、工事区域外への不要な立入を禁止する等、周辺に生息している動植物への配慮を行うよう周知すること。

## 2-2. 敷地内の施工計画書

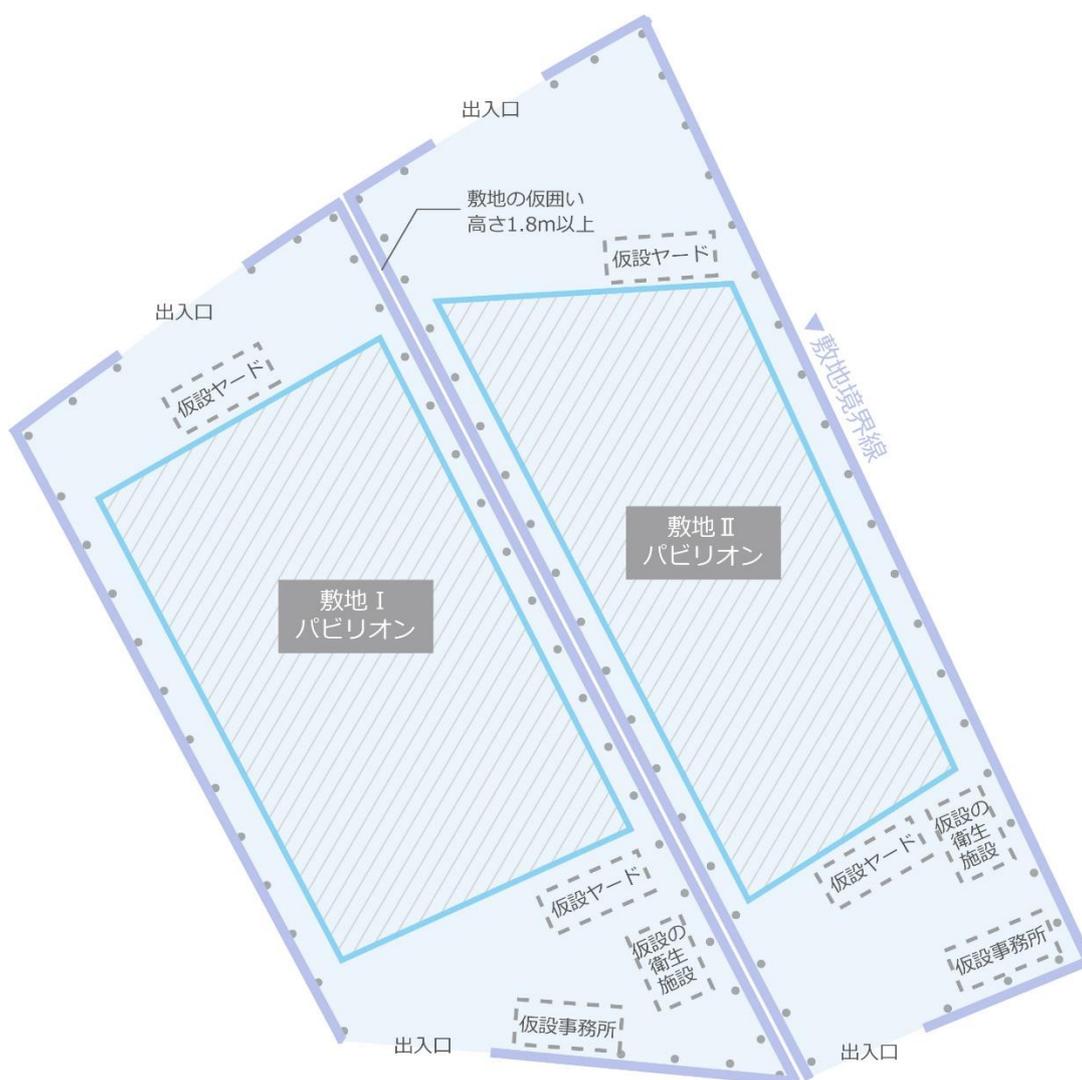
敷地の割当てから博覧会の開幕までの期間、インフラ工事や複数施設の工事が会場内で同時に行われる中で、参加者は、自らのパビリオンの建設工事を行うこととなる。そのため本章を含めた会場内の主要な施工ルールや開催者が別途定める施工ルールを遵守し、施工計画書を作成すること。

- C-027** 参加者は、公式参加者ポータルサイトを通じて着工予定日の 15 日前までに敷地内の施工計画書を開催者に提出すること。施工計画書では、参加者の建設工事中の施工体制や工程等に関する詳細を説明しなければならない。施工計画書に記載すべき主要な項目を以下に示す。
- >施工体制表
  - >全体工事工程表（建設工事から展示工事完了までの全体工程表）
  - >敷地内の仮設計画図（揚重計画等を含む）
  - >安全衛生計画書（詳細は第 5 章を参照のこと）
  - >主要資材表（予定される資材（用水含む）の量及び搬入時期）
  - >作業員数（予定される作業員数及びその時期）
  - >工事車両数（予定される工事車両、通勤車両、建設機械の台数及びその時期）
  - >廃棄物・残土の処分量(予定される量とその時期)
  - >緊急時連絡体制表
  - >敷地内のセキュリティ管理
  - >その他開催者が求める特定作業に関する施工計画関連資料
- C-028** 参加者は、隣接する敷地及び会場全体に対するリスクや影響を防止するため、必要な対策を講じること。自らのパビリオンの建設工事は可能な限り敷地内に限定し、効率良く敷地内のスペースを利用すること。一時的に敷地外のスペースで作業する場合は、「2-4. 敷地外における作業許可」を参照すること。開催者が各敷地まで下水道を整備し、参加者に対して排水許可を行うまでの期間は、敷地内外において、排水が生じない施工計画とすること。
- C-029** 参加者は、パビリオンの建設工事中、開催者や他の参加者の完成済み及び建設中の施設等に損害を与えてはならない。
- C-030** 参加者は、自身または請負業者が会場内の工事にもたらしたあらゆる損失について開催者へ報告し、責任を負うものとする。開催者が要求する場合、参加者は損害を受けた工事物の補修、または開催者あるいはその他の参加者が負担した補修費を弁済すること。
- C-031** 参加者は、開催者から提供された会場の地盤関連情報を踏まえ、会場のある夢洲が埋立地であり圧密沈下が発生することを十分考慮した上で、施工計画を検討すること。
- G-003** 参加者は、工事の実施にあたり工事車両台数や騒音、振動等の影響を考慮し工事の平準化に努めることが望ましい。

### 2-2-1. 敷地境界と仮囲い

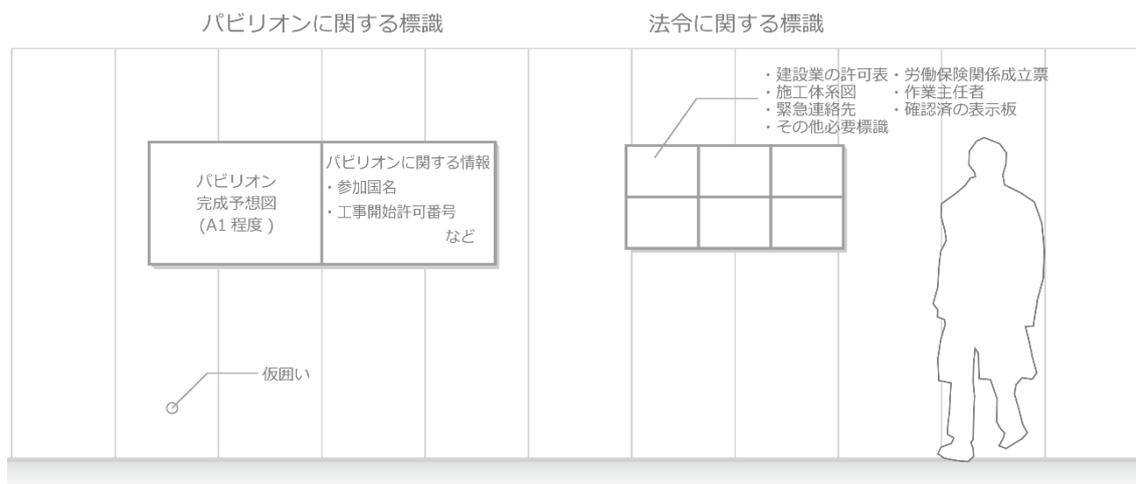
開催者は、参加者への敷地引渡し日までにプロットシートで示した敷地境界を定める。

図 2.3 敷地の仮囲い等の仮設計画概要



- C-032** 参加者は、割り当てられた敷地の引渡しを受けた後、開催者から提供された基準点情報を踏まえ、自己の費用負担により敷地の測量を行うこと。
- C-033** 参加者は、敷地の境界に高さ 1.8m 以上の連続した堅固な仮囲いを立てること。仮囲いの支柱等は敷地内に設置し、隣接する敷地側についても仮囲いを両敷地共に設置すること。また、敷地には出入口（引戸もしくは内開き）を会場内の通路（FoH 及び BoH）に対して 2 か所以上設けること。
- C-034** 参加者は、敷地に車両等が入退場する際の安全管理のために、交通誘導を行う警備員等を配置すること。
- C-035** 参加者は、仮囲い及び出入口の点検、清掃、保守を定期的に行い、適切に維持管理しなければならない。
- C-036** 参加者は、仮囲いを含めた敷地内の工事用の仮設が、台風や地震等の災害時の安全性に問題ないことを確認し、適切に維持管理すること。
- C-037** 参加者は、敷地の各出入口付近の仮囲いに工事標識を設置し、常時明確に視認できるようにすること。工事標識には、開催者が義務付ける事項を提示しなければならない。

図 2.4 工事標識の例



**C-038** 参加者は、開催者の事前の許可なしに、仮囲いに広告に関する一切の表示を行ってはならない。

### 2-2-2. 敷地内の工事用仮設建物

**C-039** 参加者は、建設期間中の工事現場事務所や作業員休憩所等の工事用仮設建物は自らの敷地内に設置すること。

### 2-2-3. 敷地の仮設計画図

**C-040** 参加者は、敷地の仮設計画図を作成し、施工計画書と共に公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出すること。仮設計画図に記載すべき事項を以下に示す。

- >敷地の具体的な位置及び敷地境界の位置座標
- >敷地の仮囲いの位置及び仕様
- >敷地の出入口の位置及び仕様
- >建設機械や工事車両の配置計画
- >外部足場計画
- >敷地内の車両動線及び敷地内通路計画
- >工事現場事務所、作業員休憩所、便所等の工事用仮設建物
- >資材ヤード、工事用電気設備、工事用給水設備（給水タンク）
- >廃棄物保管場所（分別スペース、廃棄物用コンテナの設置場所等）

**G-004** 参加者は、可能な限り敷地内に工事車両駐車用スペースを確保することが望ましい。敷地外の会場内通路への駐車は原則認められないため、統括施工者に事前に許可を受け、指定された工事車両待機スペースを有効に活用することが望ましい。

#### 2-2-4. 工事期間中の敷地内仮設インフラ

- C-041** 参加者は、開催者が各敷地まで水道、電気設備、下水管等を整備するまでの期間は、統括施工者と調整の上、必要な各種インフラを自ら手配すること。なお、開催者は、共用で利用可能な仮設インフラとして水道の供給場所を博覧会会場内に数箇所設置する予定であり、参加者は供給場所から各々が引き渡された敷地に必要な工事期間中の用水を調達することができる。開催者が整備する各種インフラの供用開始時期については、開催者が公式参加者ポータルを通じて参加者に通知する予定である。
- C-042** 参加者は、水道、電気設備、下水管等の各種インフラの供用が整うまでに発生する費用は自ら負担すること。また、電気設備等が本設で供用された後は、使用料を開催者に支払うこと。
- C-043** 参加者は、汚水処理について、法令及び開催者が定めるルールを遵守し、適切に回収、処理しなければならない。
- C-044** 参加者は、発電機の設置にあたっては火災等が発生しないよう安全性を十分に考慮すること。

#### 2-2-5. 資材の運搬及び保管

- C-045** 参加者は、建設工事に必要な資材の運搬等について、開催者が定めた運行ルールを遵守して敷地内に運搬し、自己の責任で適切に保管すること。
- C-046** 参加者は、敷地への資材等の運搬に必要な車両や建設機械は自己手配とし、資材等の運搬や保管に関する責任を負うこと。
- C-047** 参加者は、運搬車両を会場に入出入りさせるにあたり、他の参加者の予定を考慮しながら統括施工者と協力して調整する必要があるため、開催者が定めるルールに従い、車両台数及び搬出入時間を統括施工者に対して報告すること。
- C-048** 運搬車両を会場に入出入りさせるにあたり、開催者が求める場合は、保安検査を受けること。参加者は、この時間を考慮して実施スケジュールを組むこと。なお、検査の所要時間は、車両に積載される物品の種類や内容によって異なる。
- C-049** 参加者は、搬入した資材の荷下ろしは敷地内で行うこと。敷地内に十分なスペースがない場合は、あらかじめ統括施工者に敷地外資材荷下ろし申請書を提出し、作業許可を得て、敷地に隣接する通路等に資材を下ろすこと。

#### 2-2-6. 廃棄物及び建設発生土の管理と処理

- C-050** 参加者は、建設工事で発生する廃棄物を敷地内で分別し、雨や風等で敷地外に飛散しないように適切に保管を行うこと。
- C-051** 参加者は、建設工事で発生する廃棄物について、法令を遵守した処理を行うとともに発生抑制、リサイクル推進に努めること。
- C-052** 杭工事等により発生する汚泥については、産業廃棄物として法令に基づき再生利用等適正に処理を行うこと。

**C-053** 建設工事で発生する廃棄物はできる限り敷地内で種類ごとに分別し、中間処理業者に引き渡すことにより再生骨材、路盤材、再生チップ等としてリサイクルを図ること。

**C-054** 参加者と請負業者は、建設リサイクル推進計画2020（令和2年9月 国土交通省）に示される以下の建設混合廃棄物に係る目標値を達成すること。

品目	指標	2024 達成基準
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	95%以上
建設混合廃棄物	排出率	3.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	98%以上

**C-055** 梱包資材の簡素化による廃棄物の発生抑制や分別コンテナによる廃棄物分別により廃棄物の減量化に努めること。

**C-056** 参加者は定期的な廃棄物収集を手配しなければならない。

**C-057** 掘削により発生する建設発生土については、夢洲外への搬出を行ってはならない。

建設発生土について、参加者は土壌汚染対策法に基づいた手続きを行い、会場内の開催者が指定した場所に運搬しなければならない。その際、参加者は、土量計量設備にて記録を取ること。なお、土量計量設備は、開催者が設置する予定である。手続きについては施工時に必要な諸官庁への届出一覧を参照すること。

**C-058** 残土処分費について、開催者が別途定める費用を負担すること。

**C-059** 土壌の掘削に際しては、土壌汚染対策法に基づき散水等、土壌の飛散防止を図ること。

**C-060** 著しい降雨時の土工は極力避け、濁水の発生を抑制しなければならない。

**C-061** 工事中の排水は、中和処理等を適切に行い、ウォーターワールド内の開催者が指示する場所に排水すること。

#### 2-2-7. 建設機械の使用

**C-062** 参加者は、建設工事において、クレーン等の建設機械を使用する際に、近隣の敷地との工事調整が必要な場合、参加者またはその請負業者は、事前に統括施工者に必要な調整事項を報告し、承認を得なければならない。

**C-063** 参加者は、統括施工者の承認がない限り、クレーンのジブ、設備、備え付け装備、懸架貨物は、隣接する敷地または他の作業区域の上空（つり下げ状態）で作業してはならない。

**C-064** 参加者は、建設機械を使用した特定建設作業において、「騒音規制法」及び「振動規制法」並びに「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定建設作業実施届出を提出しなければならない。

**C-065** 参加者は、建設機械を使用する際に国土交通省の指定を受けた「排出ガス対策型建設機械」を積極的に採用しなければならない。

- C-066** 参加者は、建設機械を使用する際に国土交通省の指定を受けた「低騒音型・低振動型建設機械」を積極的に採用しなければならない。
- C-067** 参加者は、建設機械を使用する際に不要なアイドリング防止、同時可動を出来る限り回避する等、排出ガスの削減及び騒音、振動の低減に努めなければならない。
- G-005** 参加者は、可能な限り電気、燃料電池、バイオ燃料等環境に配慮した燃料、またはハイブリッド技術等を採用した工事車両や建設機械を活用することが望ましい。

#### 2-2-8. 建設工事の可能な時間

会場内で可能な建設工事の時間は、8:00～18:00を基本とする。ただし、開催者は、会場整備上の理由あるいは緊急事態の場合、会場内の建設工事の中断や会場の閉鎖、または関係者の退場を指示することができ、参加者はそれに従わなければならない。

- C-068** 夜間及び休日の工事は、原則禁止とするが、やむを得ず工事を行う場合は、事前に開催者の承認を受けること。
- C-069** 夜間工事を行う場合には、騒音等に十分配慮し工事を最小限にとどめ、適切な遮光フードの採用、照明器具の適正配置により、会場予定地外に生息・生育する動植物への影響を可能な限り低減すること。

#### 2-3. 工事中のセキュリティ

開催者は、会場全体の工事の進捗に合わせたセキュリティ管理を実施する。セキュリティ管理方法が更新された場合は、その内容が公式参加者ポータルサイトを通じて参加者に伝えられる予定である。

##### 2-3-1. セキュリティ対策に関する責務

開催者は、博覧会会場へのアクセス及び会場内での交通を管理し、工事中の入場証、車両通行証等を発行する。参加者は、貴重品の紛失または損失についての責任を負う。開催者は、いかなる紛失または損失についての補償を行わない。

- C-070** 参加者は、火災発生等深刻な事態の発生に備え、開催者が緊急事態に迅速に対応できるよう、敷地への全面的な経路を常時確保しなければならない。
- C-071** 参加者は、火災や工事中の事故等の緊急事態が発生した際には、直ちに開催者に報告するとともに緊急対応処置を講じなければならない。緊急時の連絡・報告に関する詳細は第7章を参照すること。
- C-072** 参加者は、工事関係者による自らの敷地以外への不要な立ち入りを禁止すること。
- G-006** 参加者は、敷地内の建物、設備及びその他資産を保護するために、監視警備員の配置や工事関係者の敷地内への入退場管理や作業記録の作成等のセキュリティ対策を施すことが望ましい。なお、開催者は参加者の資産の保護や問題が発生した際の補償は行わない。

- G-007** 参加者は、自らのパビリオン内の重要な施設、EPS、配電盤、制御盤、敷地内の柵等に施錠を設け管理することが望ましい。
- G-008** 参加者は、パビリオン内の電気、通信配管等はケーブルの露出を最小限にして、外から見えないうようにすることが望ましい。

### 2-3-2. セキュリティチェックの実施場所

開催者は、会場出入口において車両や工事関係者の入退場時のセキュリティチェックを実施する。

- C-073** 開催者は、ゲート警備員を配備し、後述する車両通行証、入場証及び入場許可証の確認等を行う。参加者は、それらに要する費用等を開催者または統括施工者に支払うこと。

### 2-3-3. 車両通行証

- C-074** 会場に出入りする全ての車両は、開催者が発行した車両通行証を常にフロントガラスに表示しなければならない。なお、車両通行証の申請は、到着予定日の 3 日前までに、公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に申請しなければならない。
- C-075** 訪問者が利用する車両については、車両通行証を会場出入口ゲート付近に設置予定の守衛所で入場許可証と合わせて発行する。訪問者の車両は指定された施工ヤード内のスペースに駐車すること。
- C-076** 参加者及び請負業者は、開催者が定めた会場内の交通ルールを厳守しなければならない。交通ルール違反者に対し、開催者は車両通行許可を取消す等の制限を加えることがある。

### 2-3-4. 入場証

- C-077** 会場に出入りする参加者及びその請負業者を含む工事関係者は、開催者が発行する入場証を取得しなければならない。すべての工事関係者は常に入場証を携帯しなければならない。
- C-078** 参加者は、工事関係者の入場証を取得する際には、公式参加者ポータルサイトから開催者に申請しなければならない。必要な添付書類を以下に示す。
  - > 健康保険被保険者証（国民健康保険・社会保険）
  - > パスポートのコピー（外国籍のみ）
  - > 日本国内就労ビザ（外国籍のみ）
- C-079** 参加者は、入場証の発行にあたり、会場到着予定の少なくとも 1 日前に、公式参加者ポータルサイトから開催者に申請しなければならない。なお、10 名以上の入場証を効率的に発行するためには、3 日前に申請しなければならない。

### 2-3-5. 入場許可証（一時）

- C-080** すべての訪問者は、博覧会会場に入場するにあたって、入場許可証を取得しなければならない。入場許可証は、会場出入口ゲート付近に設置予定の守衛所で公的な身分証明書（運転免許証等）や訪問先、車両利用の有無（車両運行許可証の発行）等を確認の上、その場で発行する。

**C-081** 参加者及びその請負業者は、訪問者を施工ヤードから訪問先まで送迎しなければならない。

## 2-4. 敷地外における作業許可

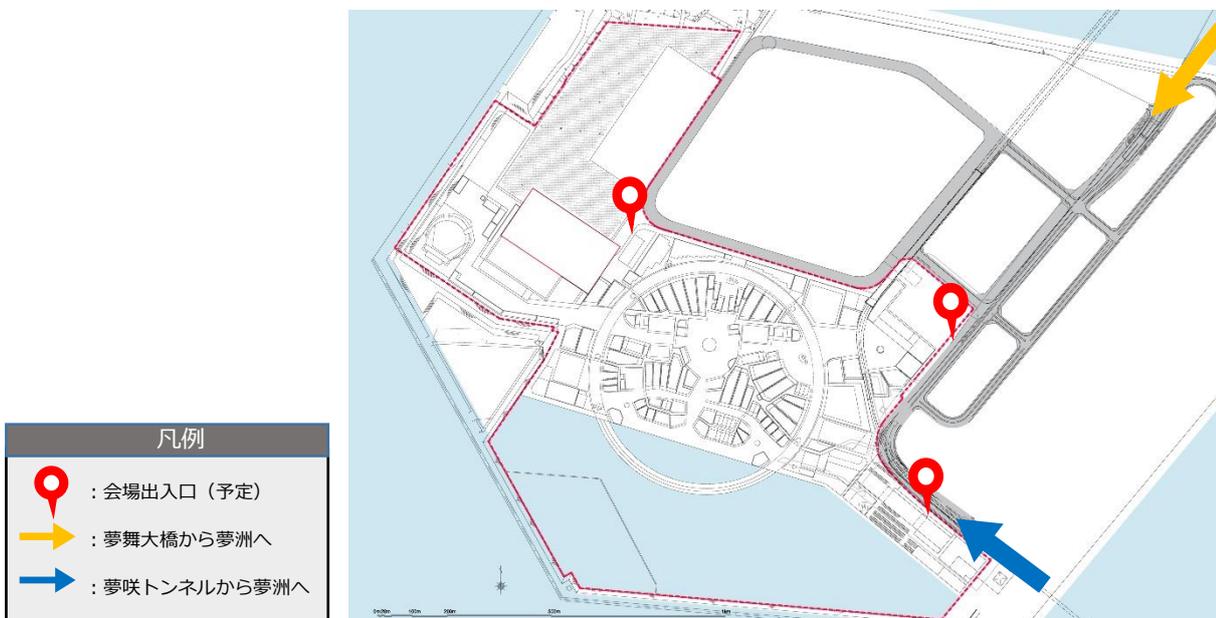
**C-082** 参加者は、一時的に敷地外のスペースで建設工事を行う場合は、あらかじめ統括施工者に敷地外作業申請書を提出し、作業許可を得なければならない。その際、敷地外での作業概要（時期や作業内容等）を示した敷地外作業計画書を敷地外作業申請書と併せて提出すること。

**C-083** 敷地外における作業許可は、他の参加者の敷地外での作業予定を考慮しながら統括施工者と協力して調整する必要があるため、敷地外の作業着手予定時期を考慮して、出来るだけ早期に統括施工者に報告すること。報告時期は、開催者が定めたルールを遵守すること。

## 2-5. 道路と交通管理

開催者は、安全かつ迅速な運搬を確保するために、博覧会会場のすべてのエリアで交通管理を行う。

図 2.5 会場出入口（予定）



### 2-5-1. 博覧会会場へのアクセス

博覧会会場には車両のみアクセス可能である。

**C-084** 参加者は、会場となる夢洲を含めた周辺地の交通状況に与える影響が最小限となるよう、車両走行ルート of 適切な計画を行い、可能な限り高速道路を利用すること。

**C-085** 開催者は、会場に出入りする車両台数を削減するため、工事関係者等が通勤する際に乗り合わせる通勤バスを導入する予定である。通勤バスを運用する時期や方法は未定だが、通勤バスの準備が整い次第、参加者は、原則、通勤バスを利用すること。なお、参加者は、それらに要する費用等を開催者または統括施工者に支払うこと。

**C-086** 参加者は、博覧会会場へのアクセスや運搬にあたっては、夢洲内の運行制限等を含め日本国内の道路関係法令を遵守するとともに、交通管理者及び道路管理者の指導に従うこと。

- C-087** 参加者は、建設資材等の運搬にあたっては、車両走行ルート of 通行時間帯の配慮、歩行者等の優先の徹底、運転者への適正走行の周知徹底、工事関係車両の運行管理を行うこと。
- C-088** 参加者は、博覧会会場への輸送を計画する際に、会場となる夢洲を含めた周辺地の交通状況を考慮すること。開催者は、会場周辺の道路状況に関する情報を、公式参加者ポータルサイトから参加者向けに提示する予定である。
- C-089** 参加者は、車両台数を削減するため、適切な資材量の注文により、資材や製品等の搬出入に係るスケジュールの最適化を図ること。
- C-090** 通勤、建設資材の運搬車両等は、不要なアイドリング防止、排出ガスの削減及び騒音の低減に努めなければならない。
- C-091** 会場へ入場する車両は、動植物、アルコール、非処方薬、薬物、爆発物等の禁制品を原則持ち込んで서는ならない。

郵便等は、会場出入口の開催者が設置した守衛所で入場許可証を取得の上、指定されたルートでの各敷地への運搬を許可する。

## 2-5-2. 会場の出入口

運用上の理由から、会場への出入口が変更されることがある。会場への出入口が変更される場合は、事前に公式参加者ポータルサイトから通知する。

## 2-5-3. 会場内の通路

開催者は、博覧会会場内の工事動線を参加者の敷地まで確保する。また、使用可能な工事動線について、会場共用部に係る施設工事やインフラ工事等の進捗に合わせて調整し、連絡調整協議体を通じて参加者に通知する。なお、開催者は、工事動線の仮舗装をインフラ工事後に施工する予定である。

- C-092** 参加者は、会場内の通路に開催者の許可なく資材や工事車両等を配置してはならない。
- C-093** 参加者は、建設工事のために、会場内の通路の一部を一時的に使用する必要がある場合は、「2-4. 敷地外における作業許可」と同様にあらかじめ統括施工者に申請し、作業許可を得なければならない。
- C-094** 参加者は、工事車両等を会場内の通路に駐車または待機させてはならない。開催者は、会場共用部に係る施設工事やインフラ工事等の進捗に合わせて、施工ヤードに通勤車両用駐車場や工事車両の待機スペースを配置する予定である。参加者は、それらの利用において開催者が定めた利用方法を遵守すること。

## 2-5-4. 会場の交通標識と照明

開催者は、会場内の工事用通路に適宜交通標識や照明を設置し、会場内の交通に関する安全性を確保する。

**C-095** 参加者は、敷地内に工事用の照明が必要な場合は、建設工事に必要な場所に適切に設置し管理すること。

#### 2-5-5. 会場内の交通管理

参加者及びその請負業者は、会場内の道路においても、日本国内の道路関係法令を遵守するとともに、開催者の指導に従うこと。

**C-096** 参加者及びその請負業者は、会場内での速度制限及び運転中のシートベルト着用、携帯機器の不使用等、日本国内の道路交通法等の法令を遵守しなければならない。なお、会場内の通路での最高速度制限は 20km/時となる予定であるが、特定の場所においては異なる場合がある。また、会場での安全な車両運行のために、開催者が定めた交通標識や交通ルールが導入される予定である。

**C-097** 工事車両は、公道の汚れや粉じんの飛散防止のために、会場退出前に必ずタイヤ洗浄設備を経由しタイヤ洗浄した上で、公道に出なければならない。

**C-098** タイヤ洗浄設備は、開催者が設置する予定である。参加者は、そのタイヤ洗浄設備を使用する場合は、設置費用等の負担金を開催者または統括施工者に支払うこと。

#### 2-6. 隠蔽部の施工時セキュリティ対策

**C-099** 参加者は、建設工事中に隠蔽部を封鎖する前に、開催者の求めに応じて、検査を受ける場合がある。また、隠蔽部を有する機器または資材を会場に持ち込む前にも開催者が検査を求める場合がある。参加者は、受検の可能性を考慮して施工のスケジュールを組むこと。なお、検査の所要時間は、車両に積載される物品の種類や内容によって異なる。

#### 2-7. 工事進捗報告

**C-100** 参加者は、公式参加者ポータルサイトを通じ、工事進捗報告書を毎月開催者に提出しなければならない。報告書には、以下の情報を記載しなければならない。

>全体工事工程表（工事出来高の予定と実施状況が確認出来ること）

>次月工事工程表

>当月の工事状況報告

>当月の工事状況写真（定点観測写真を含む）

>安全衛生管理の実施状況（延べ作業人員/延べ労働時間/事故の有無等）

>環境関連データ報告書

>開催者及び第三者に関する重要な問題（事故状況等）に関する報告

>不適合箇所の改善状況報告（不適合報告書が発行された場合）

>その他開催者が求める実績報告

**C-101** 工事進捗報告書は、施工計画段階から、毎月の開催者が指定する日に公式参加者ポータルサイトを通じて提出しなければならない。

### 2-7-1. 環境関連データの確認及び開催者への報告

**C-102** 参加者は、自身の工事監理者または請負業者に毎月、環境関連データを収集させ、問題がある場合はそれを明確にした上で、解決策とともに開催者に報告しなければならない。なお、環境関連データ報告書は、公式参加者ポータルサイト内で入手可能となる予定である。毎月収集しなければならない環境関連データを以下に示す。

- > 工事関連車両（台数、通行時間帯、走行ルート）
- > 建設機械車両（台数、稼働時間）
- > 廃棄物発生（処分）量（廃棄物のリサイクル率、処分先）
- > 残土発生（処分）量
- > 汚泥発生（処分）量
- > し尿発生（処分）量
- > 電力使用量
- > 上水使用量
- > 下水使用量（処理量）
- > 会場内（建設機械・発電機）で使用する燃料の種類及び使用量

**C-103** 参加者は、自身の工事監理者または請負業者が6章 持続可能性の取組に沿った環境保護の措置を取るよう、定期的な検査を実施しなければならない。

### 2-8. 提出書類

本章関連で、開催者が参加者に提出を義務付けている書類は以下のものである。提出書類は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出すること。提出書類の指定書式は公式参加者ポータルサイトで入手可能となる予定である。

提出文書名：

- > 施工計画書（2-2）
- > 仮設計画図（2-2-3）
- > [必要な場合] 敷地外資材荷下ろし申請書（2-2-5）
- > [必要な場合] 建設機械使用調整申請書（2-2-7）
- > 夜間及び休日の工事申請書（2-2-8）
- > 車両通行証の申請書（2-3-3）
- > 入場証の申請書（2-3-4）
- > 入場許可証の申請書（2-3-5）
- > 敷地外作業申請書（2-4）
- > 工事進捗報告書（2-7）
- > 環境関連データ報告書（2-7-1）

## 2-9. この章で参照した基準等の再掲（補足情報）

>建築基準法

>騒音規制法

>振動規制法

>大阪府生活環境の保全等に関する条例

>大気汚染防止法

>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称：建設リサイクル法）

>建設リサイクル推進計画2020

>夢洲関連工事の情報

- ・夢洲等まちづくり事業調整会議：

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000478281.html>

- ・夢洲における博覧会関連事業の円滑な実施等に関する連絡会議：

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000506669.html>

### 3. 防火及びセキュリティに関する要件

本章では、防火及びセキュリティに関して必要な要件について示す。参加者は本章の情報に加えて、関係法令の内容を遵守しなければならない。参加者はパビリオンのセキュリティについて責任を負うものとし、開催者は、その責任を負わない。防火及びセキュリティに係る費用は参加者が負担するものとする。なお、パビリオン設計内容にも本章の要件に留意すること。

#### 3-1. 消防用設備等

割り当てられた展示スペースに設けられるパビリオンには、消火、警報、避難その他の消防活動のために必要な性能を有するように、法令で定める技術上の基準に従って、消防用設備等を設置及び維持するとともに、必要な手続きを消防局に行わなければならない（関係法令一覧参照）。

##### 3-1-1. 消火設備

**C-104** 参加者は自身の建物を包含する屋外消火栓設備（水源、加圧送水装置を除く）を設置しなければならない。ただし、消防局との協議により設置の必要がないことが確認できた場合などはこの限りでない。

>設置基準は法令で定める基準によるほか次によるものとする。

>水源は開催者が提供する敷地境界の給水管（非常時最低圧力 0.3MPa）からの分岐とすることができる。

>表示灯電源はソーラーバッテリー表示灯（フル充電で 30 時間以上）で計画することができる。

>2 階を包含する場合、損失揚程を考慮し、法令で定める基準により、ノズル先端における放水圧力（0.25MPa 以上）及び放水量（350 ℓ /分以上）を 2 階での全ての部分において確保すること。確保できない場合は、設置基準に基づきパッケージ消火、屋内消火栓で包含する計画とすることができる。なお、屋内消火栓の配管は屋外消火栓と兼用することができる。

##### 3-1-2. 警報設備

開催者は、自動火災報知設備を会場内に構築し、敷地境界線から区画内の 0.5m までの個所に柵を設置する。

**C-105** 参加者は、自動火災報知設備への接続のため、開催者が設置した柵までの配管・ダクト等を設置しなければならない。

**C-106** 参加者は、参加者が設置するパビリオン内の警報設備を自動火災報知設備に接続するよう、開催者へ申請しなければならない。警報設備への接続は開催者にて行う。

### 3-1-3. 火災通報装置

- C-107** 参加者は法令で定める基準により火災通報装置を設置しなければならない。ただし、携帯電話、PHS 等を除く、119 番通報可能な電話もしくは IP 電話で代替することができる。IP 電話で利用する情報通信インフラの詳細は「4 章 4.2.6 通信」による。

## 3-2. パビリオンのセキュリティ

### 3-2-1. 警備カメラ

- C-108** 参加者は、敷地内の一般来場者の利用に供する全てのスペース及び施設出入口（関係者用出入口を含む）を、警備カメラによる監視対象としなければならない。
- C-109** 前項の警備カメラに係る設計は、来場者の安全が確認できるように設計しなければならない。警備カメラは録画装置又はクラウドで 24 時間映像録画若しくはモーション録画するものとし、2 週間以上記録保存をしなければならない。なお、参加者は設計図を開催者に提出する際に警備カメラの設置位置等を明示し、開催者の承認を求めものとする。
- C-110** 参加者は、開催者及び関係機関より警備カメラの録画映像について映像確認及び映像提供を求められた場合、その指示に従わなければならない。
- C-111** 警備カメラの録画映像は個人情報保護の観点から、取り扱いには十分に留意しなければならない。

### 3-2-2. その他の安全性及びセキュリティに関する要件

- C-112** 参加者は、セキュリティに関連する全ての設備について、停電が発生した場合に、最低 4 時間の無停電電源装置（UPS）又は最低 30 分間の UPS 及び発電装置によるバックアップ電源が供給される設定にしておかななければならない。
- G-009** 高価な物品が保管又は展示されているエリアでは、参加者は、侵入者検知システムを導入することが望ましい。
- C-113** 侵入者検知システムが作動した場合は、開催者に侵入者検知システムが作動した旨を連絡しなければならない。ただし、資産の保険及びセキュリティに関する責任は、参加者が負うものとする。
- C-114** 参加者は、当該参加者以外の者が入れない区域（以下、立入制限区域という）を設けてはならない。これが不可能な場合、参加者は、設計図を提出する際に開催者に対して立入制限区域を明示し、承認を求めものとする。
- C-115** 参加者は、立入制限区域に設置する設備又は資材等を博覧会会場に持ち込む場合、事前に開催者から承認を得なければならない。

**C-116** 開催者は、必要に応じて、C-114 の立入制限区域を設けたパビリオンの閉鎖に先立ち、開催者が指定する者による現場又は設備、資材の製造施設等における検査を行うことができ、参加者はこれに従わなければならない。その場合、検査に係る費用は、参加者が負うものとする。

### 3-3. 提出書類

本章関連で、開催者が参加者に提出を義務付けている書類は以下のものである。提出書類は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出すること。提出書類の指定書式は公式参加者ポータルサイトで入手可能となる予定である。

提出文書名：

- > [必要な場合] 立入制限区域承認申請書（3-2-2）
- > [必要な場合] 立入制限区域への設備又は資材等搬入承認申請書（3-2-2）

## 4. ユーティリティサービスへの接続

すべてのパビリオンには、万博開催前にユーティリティサービスが提供される。開催者は、インフラ供給網から参加者の敷地内で0.5mを目安にユーティリティ接続を行う。参加者は、開催者から関連する承認を受けた後、敷地内でのサービスに接続し作動させる。各ユーティリティの接続可能な時期は、開催者から都度案内する。

### 4-1. インフラ供給網の準備

ユーティリティ割付の詳細及び、場所、サイズ、レベル、資材などユーティリティ接続詳細を含むプロットシートを参加者に提供する。ユーティリティ接続ポイントの例を図4.1に示す。この他、ユーティリティの接続詳細については本章及び公式参加者ポータルも参照すること。また、ユーティリティの仮設供給について、詳細は第2章を参照のこと。

- C-117** 参加者がユーティリティサービスへの接続を必要とするまでに、開催者による常設ユーティリティサービスが整わない場合、参加者は常設ユーティリティサービスが作動するまで、仮設ユーティリティサービスを自ら手配しなければならない。
- C-118** 参加者は、以下のセクションで説明する通り、開催者の承認を得てから、ユーティリティサービスの接続を行わなければならない。
- C-119** 参加者は、ユーティリティサービスの接続にあたり開催者に対して書面にて最終検査を依頼しなければならない。

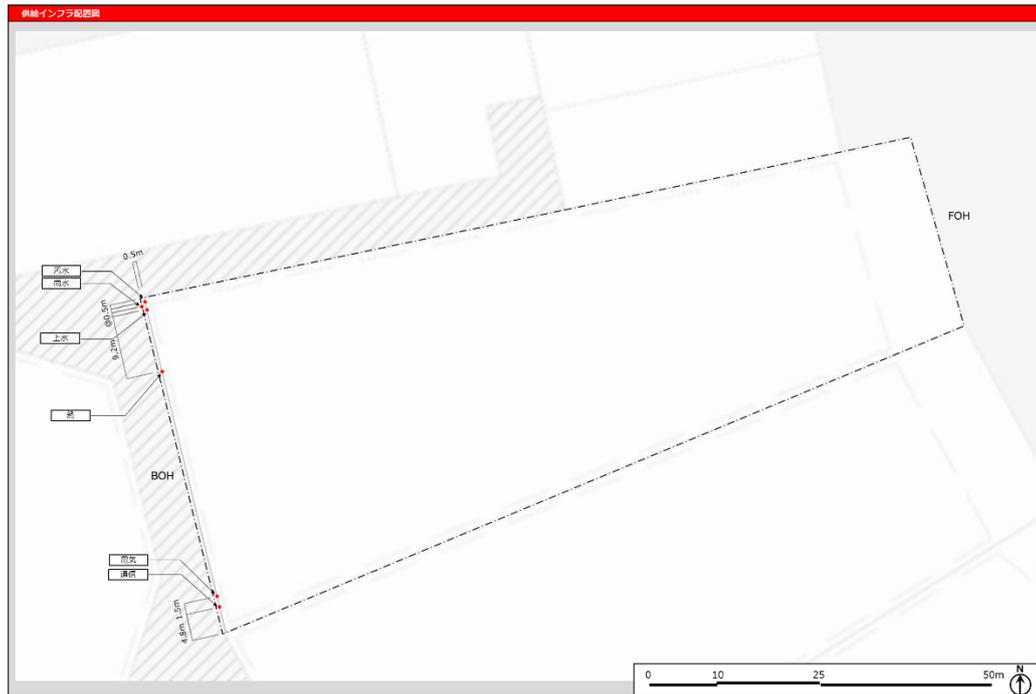
### 4-2. ユーティリティサービスの接続要件

参加者は、敷地内でユーティリティサービスに接続し作動させる前に、開催者へ供給時期を確認し、適切な承認を得なければならない。

参加者はユーティリティサービスのうち、電気、上水道、下水道（汚水）及び冷水については開催者と契約を締結し、ガス及び通信についてはユーティリティサービス業者と契約を締結する。ユーティリティへの接続料金は参加者が負担する。

- C-120** ユーティリティサービスの接続や利用により、参加者は開催者が設置したユーティリティ供給網に影響を及ぼした場合、その影響に対する費用を負担しなければならない。
- C-121** 参加者の指名する請負業者は、参加者が開催者へ提出するユーティリティサービス接続承認申請書の内容に基づいて、常設ユーティリティへの接続を行うようにしなければならない。
- C-122** 参加者は、常設ユーティリティへの接続を、関連法規及び本章に定める基準に従い完了しなければならない。

図 4.1 ユーティリティ接続ポイント例



#### 4-2-1. 上水道

開催者は、会場内に供給拠点と上水供給網を敷地境界線から敷地内の0.5mの箇所を目安に設置する。参加者は、開催者が敷地内に設置した設備からメータで計測される水道の接続と敷地内の供給整備をする。水道工事は、水道法等、法令に従って実施すること。供給圧力は以下とする。

- a 常時：配水管末端において0.15MPa以上
- b 非常時：配水管末端において0.3MPa以上  
(非常時とは火災発生時における屋外消火栓使用時を示す。)

#### 4-2-2. 電気

開催者は、電力供給系統網を会場内に設け、地上置型の変圧器または多回路開閉器を設置する。前述機器の内部の構成は、2つの変圧器または複数の開閉器を備えたものである。供給電力は以下とする。

- a 電圧 高圧(6.6kV)または低圧(100V、200V)
- b 周波数 60Hz

開催者は、敷地境界線から区画内の0.5mまでの箇所に配管の立ち上げまたは敷地内の1.5mまでの箇所に柵の設置を行う。

参加者は、開催者が敷地内に設置した配管または柵から区分開閉器(または該当する機器)までの配管を敷設する。

開催者は、参加者設置の区分開閉器（または該当する機器）までの配線及び接続を行う。

開催者が低圧供給を行うパビリオンで参加者が使用できる単相または三相電力は、プロットシート記載の例に限らず、割り当てられた容量を超えない範囲で負荷を分担することができる。

電気工事は、電気事業法、電気設備の技術基準など、日本の関連法規に従って実施すること。

**C-123** 参加者は、参加者が設置するパビリオン内の高圧盤に高圧電線を接続するよう、またはパビリオン内の低圧盤に低圧電線を接続するよう開催者へ申請しなければならない。電力系統から当該高圧また低圧盤への接続は開催者にて行う。

**C-124** 開催者は参加者に電力計測用の検定付き取引メータ及び変成器を支給するので、参加者はそれを設置し、設置完了後に開催者へ報告しなければならない。支給は 2024 年 1 月を予定している。

**C-125** 開催期間を通じて、参加者が使用する最大電力は開催者より配付されるプロットシートに記載の電力値以下にしなければならない。開催者が開催期間中の最大電力値について報告を求めた時は、参加者は速やかに報告しなければならない。

**C-126** 参加者は、高圧受電の場合、受電点において遅れ力率が 95%以上となるよう力率改善を行わなければならない。低圧受電の場合、受電点において遅れ力率が 85%以上となるよう力率改善を行わなければならない。また、いずれの場合も進み力率とならないようしなければならない。開催者が計算書の提出を求めた時は、参加者は速やかに提出しなければならない。

**C-127** 下記の場合、参加者は必要な調整装置または保護装置を施設しなければならない。

- a 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- b 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- c 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- d 著しい高周波または高調波を発生する場合
- e その他 a, b, c または d に準ずる場合

開催者が機器リスト、計算書の提出を求めた時は、参加者は速やかに提出しなければならない。

**C-128** 参加者は、系統連系する発電設備を設置する場合は、発電設備の設置工事に着手する前に開催者にユーティリティサービス接続承認申請書にて申し出なければならない。参加者自敷地外への逆潮流は認めない。

**C-129** 参加者は、使用する機器及び材料は、JIS、JEC、JEM、JCS、JEAC などの該当する日本の基準、及び電気用品安全法の規定を満たさなければならない。ただし、機器及び材料のグローバルな購入を促進するために、IEC（国際電気標準会議）規格に適合するものは、その規格が日本の規格と同じかそれより厳しいと見なされる限り使用できる。そのような機器を使用する際、機器または材料が電気設備の技術基準によって承認されていない場合、参加者は機器または材料が日本の基準の対応するものとどのように異なるかを調べ、日本の規格と同じかそれより厳

しいことがわかる文書とその機器及び材料を工事で使用するまでに開催者に提出し、使用について承認を受けなければならない。

#### 4-2-3. 下水道（汚水）

開催者は、会場内に汚水系統網を敷地境界線から敷地内の 0.5m の箇所を目安に設置し、参加者は、開催者が敷地内に設置した設備から汚水の接続と敷地内の整備をする。下水道工事は、下水道法等、法令に従って実施すること。

#### 4-2-4. 下水道（雨水排水）

開催者は、会場内に雨水排水系統網を敷地境界付近（敷地外）まで設置し、参加者は、開催者が敷地境界付近に設置した設備から雨水排水管の接続と敷地内の整備をする。

**C-130** 参加者が敷地内に雨水の貯水システムを構築する場合は、開催者に計画及び使用状況を報告すること。また、敷地境界付近の雨水枡を経由して雨水排水系統網への接続を行わなければならない。下水道工事は、下水道法等、法令に従って実施すること。

#### 4-2-5. ガス

開催者はガス供給網を提供しない。ガス使用が必要な場合は、参加者自身で調達し、参加者負担で設置する。使用する場合は、LPG を使用する。開催者は、ガス販売事業者リストを提供する。

**C-131** 参加者は、ガスを使用する場合は、ガス販売事業者と契約しなければならない。契約した LPG 販売事業者名を開催者へ報告しなければならない。防火管理者による消防計画の作成、及び法令に基づく火災防止措置を実施し、開催者へその内容を報告しなければならない。ガス工事は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等、法令に従って実施すること。

#### 4-2-6. 通信

開催者は、情報通信インフラを会場内に構築する。通信のサービスを提供するために、参加者の敷地境界線から敷地内の 0.5 m までの箇所（以下「接続ポイント」という。）で専用配管の設置を行う。開催者及び電気通信事業者は、建設完了後にパビリオンへの光ファイバー接続、及び必要となる機器の設置を行うことができる。通信に関連する規則は、開催者から入手できる。

**C-132** 参加者は、開催者が設置する機器収納ボックスの設置環境を確保しなければならない。設置要件は下記のとおりである。

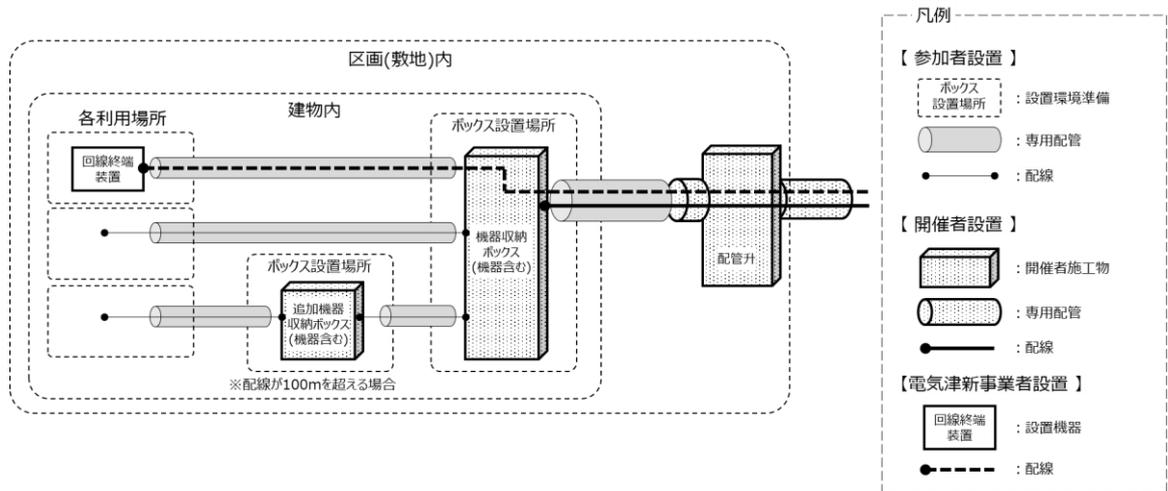
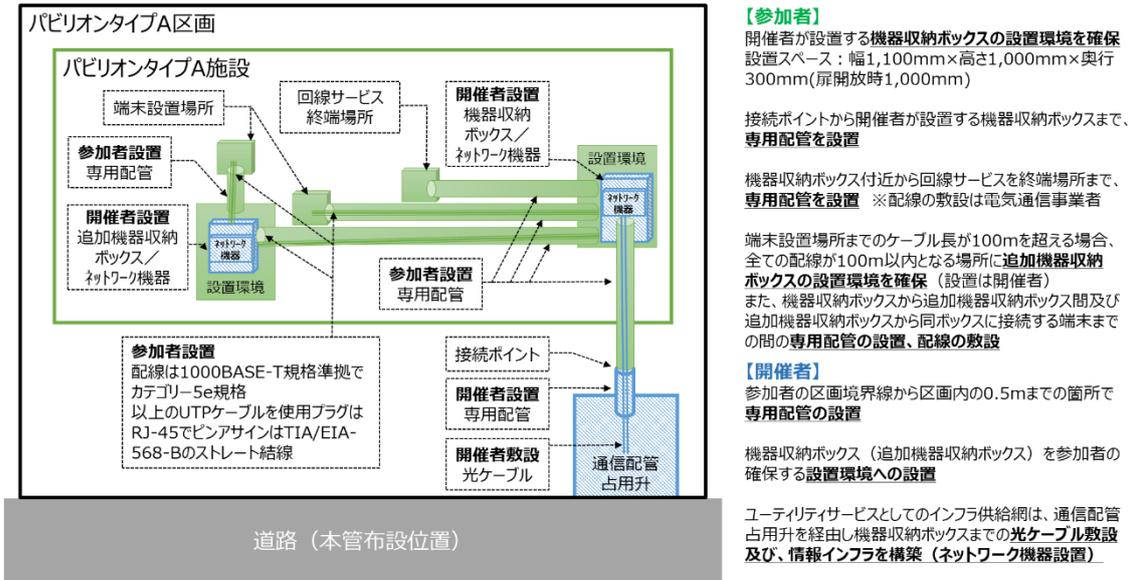
>設置スペース：幅 1,100mm×高さ 1,000mm×奥行 300mm(扉開放時 1,000mm)

>取付方法：壁面取付（ボルト止め）

>電源：単相 100V 20A アース付き コンセント形状：NEMA 5-15R

- C-133** 参加者は、接続ポイントから開催者が設置する機器収納ボックスまで、専用配管を設置しなければならない。
- C-134** 参加者は、回線サービスを申し込む場合、開催者が設置する機器収納ボックス付近から回線サービスを終端する場所までの間の専用配管を設置しなければならない。配線の敷設は電気通信事業者が行う。
- C-135** 参加者は、開催者が設置する機器収納ボックス付近から端末設置場所までの間の専用配管の設置、配線の敷設を行わなければならない。端末設置場所については、通信に関連する規則によるものとする。配線は 1000BASE-T (IEEE802.3ab) 規格準拠でカテゴリ-5e 規格以上の UTP ケーブル (Unshielded twisted pair cable) を使用し、プラグは RJ-45 でピンアサインは TIA/EIA-568-B のストレート結線を行わなければならない。
- C-136** 参加者は、機器収納ボックスから端末設置場所までのケーブル長が 100m を超える場合、全ての配線が 100m 以内となる場所に追加機器収納ボックスの設置環境を確保しなければならない。設置環境は機器収納ボックスと同一とし、開催者負担で開催者が設置する。また、参加者は、機器収納ボックスから追加機器収納ボックス間、及び追加機器収納ボックスから同ボックスに接続する端末までの間の専用配管の設置、配線の敷設を行わなければならない。ただし、回線サービスにこの基準は適用されない。
- C-137** 配線については、電気設備の影響、ケーブルの曲がりに問題がないよう注意し施工しなければならない。参加者が準備した配線設備に起因する通信の問題について、開催者は改善を求めることができ、参加者はこれに応じなければならない。

図 4.2 通信インフラの工事区分例

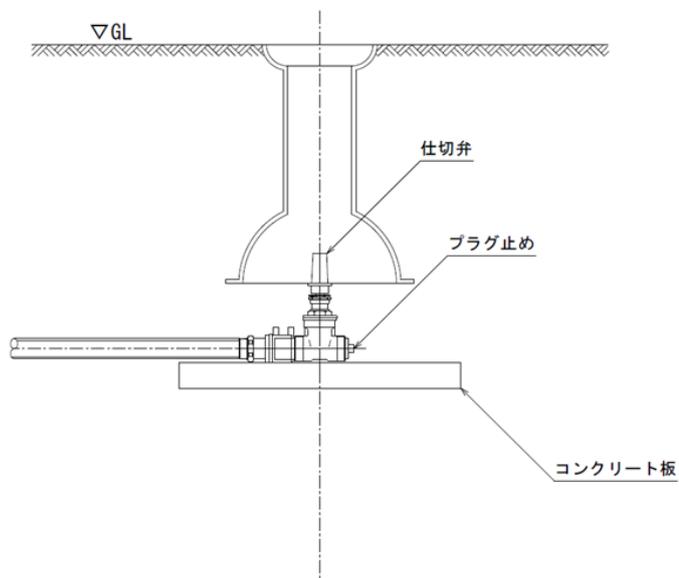


#### 4-2-7. 冷水

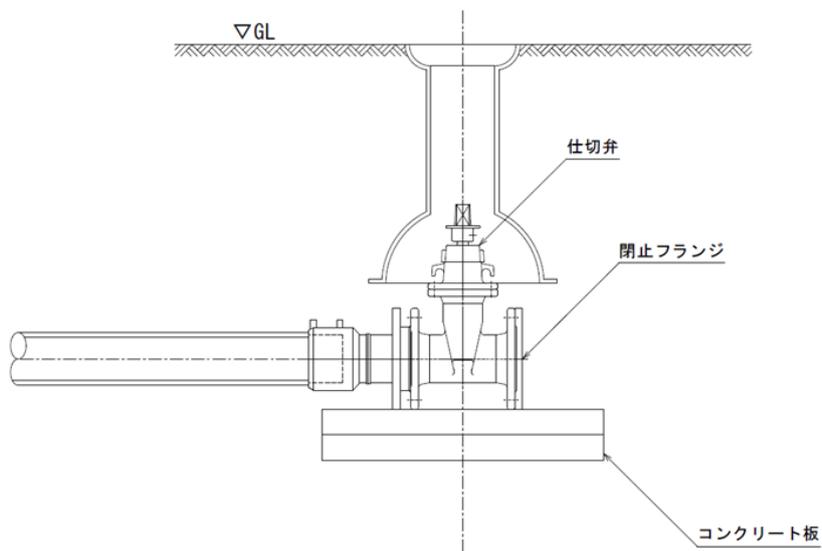
開催者は、空調用の冷水供給網を会場内に設置する。開催者は敷地境界線から敷地内の0.5mまでの箇所へ2管式システムにて配管敷設し、区分弁を設置する。区分弁付近での供給送水圧は約0.2MPa、冷水送り温度は約9℃、還り温度は約19℃とする。開催者が会場内の供給拠点から供給する冷水供給温度は9℃とする。冷水配管は埋設配管とし、敷地境界付近にて区分弁止めとする(図4.3)。冷水配管管材は水道用ポリエチレン配管であり、埋設部分は保温しない。参加者は当該区分弁へ接続する。

図 4.3 敷地境界付近の冷水区分弁

① 制水栓ホックス+仕切弁 詳細図 (30~50A) S : NON



② 制水栓ホックス+仕切弁 詳細図 (65~200A) S : NON

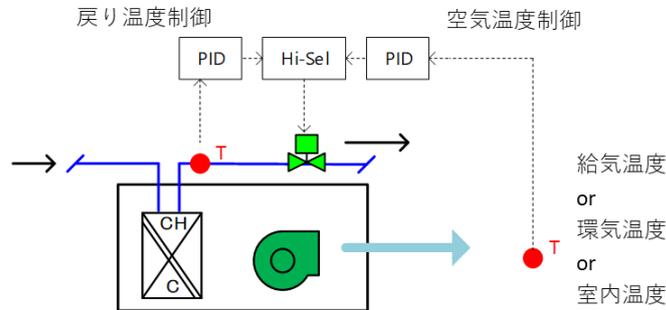


**C-138** 参加者は、開催期間を通じて冷水往還温度差 10℃以上を確保出来る空調設備を設置しなければならない。エアハンドリングユニット、ファンコイルユニット等の全ての空調機は2方弁による比例制御とする。この比例制御は、室内温度等による温調制御のPIDループに加え、温度差確保を目的とした空調機冷水出口温度(戻り温度)によるPIDループを設け、2つのPID出力(0-100%)のハイセレクトで2方弁を制御する<sup>(\*)</sup>。

(\*) 本制御は、最近の DDC では一般的に組み込まれている機能である。以下に FCU コントローラの参考型番を記す。

アズビル製 FCU コントローラ Inflex FC (形 WY5205W3000、通信 SC-bus/スタンドアロン、電源 AC100-240V、還温度制御付比例制御)

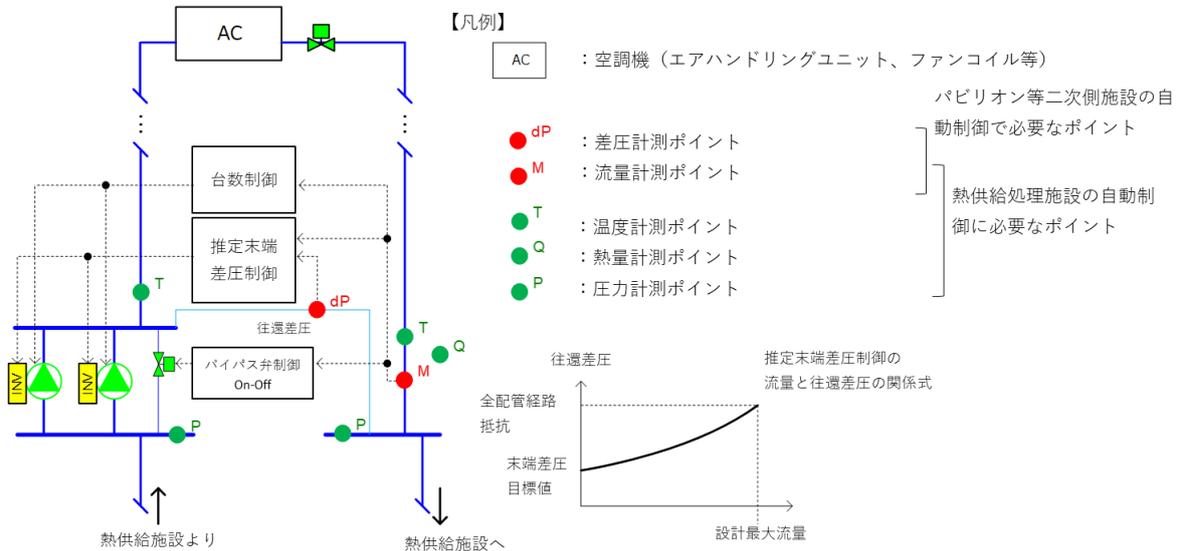
図 4.4 空調機等制御



**C-139** 参加者は、建物内に冷水を循環する冷水二次ポンプを設置しなければならない。冷水二次ポンプの揚程は、敷地境界冷水往配管から敷地境界冷水還配管までを確保しなければならない。

**C-140** 参加者は、冷水二次ポンプは、構成する全台にインバータを設置し、推定末端差圧制御等により搬送動力を低減し、冷水送水温度差を確保出来るインバータ変流量制御を採用しなければならない。また、インバータの下限周波数は、電動機定格周波数(60Hz)の 20%(12Hz)以下に調整しなければならない。下限周波数を 20%以下にしているのに、負荷側が閉塞した場合のポンプ昇温防止用のバイパス配管及びバイパス弁は必要最小限の小口径とし大きくし過ぎないこと (バイパス流量過多は、二次側温度差が低下する要因となるため。)

図 4.5 二次ポンプ群の制御



**C-141** 開催者が、空調設備の仕様が記載された機器リスト、計装フローチャート、及び表 4.1 必須設計要件チェック表、表 4.2 冷水二次ポンプ選定諸元表の提出を求めた時は、参加者は速やかに提出しなければならない。

表 4.1 必須設計要件チェック表 記入例

項目	要件	チェック
インバータ設置	全台インバータである	○
ポンプ台数	複数台に分割され、負荷流量による台数制御が組み込まれている。	○
制御要件	往還差圧の可変制御 1) 推定末端差圧制御を有する 2) インバータ本体の最小回転数比（商用周波数に対する比率）は、20%以下であること。	○ 12Hz (20%)
	ポンプ加熱防止用バイパス弁制御 1) 負荷流量による On-Off 制御であること。 2) ポンプ 1 台最小周波数時の発熱による温度上昇を抑える程度の流量に相当するバイパス配管口径であること *バイパス流量は、ポンプ 1 台の定格流量の 10%程度を目安とする。	○ ○
二次側空調システム要件	全ての空調機等は二方弁 PI 制御 空調機等の過流量防止対策（水量の制御）のため、戻り温度制御（図-4.4）が組み込まれていること。	○ ○ ○

表 4.2 冷水二次ポンプ選定諸元表 記入例

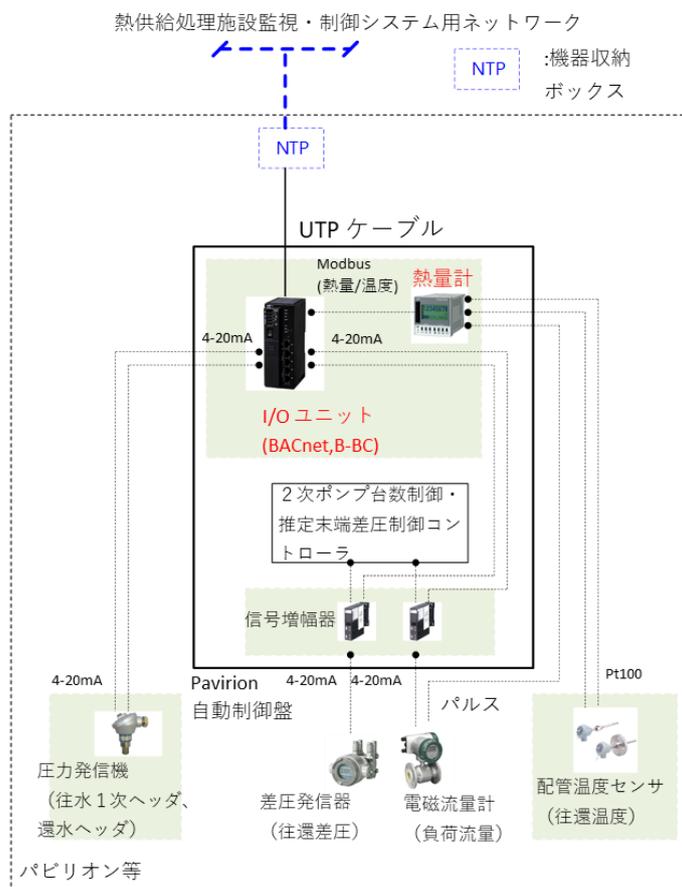
項目	設計値	単位	備考
設計最大負荷熱量	16011	MJ/h	熱負荷計算で求めた設計最大負荷熱量
設計負荷温度差	10.0	℃	空調機コイル温度差
設計最大流量	151.4	m3/h	設計最大負荷熱量を設計負荷温度差で除した値
設計全配管経路抵抗	147	kPa	設計最大流量が流れた時の配管経路の全抵抗。正味の抵抗値。
末端差圧目標値	40	kPa	末端空調機のコイル及び制御二方弁の定格差圧の合計
選定ポンプの運転点流量	66.0	m3/h	選定ポンプの運転点の流量。原則、設計最大流量をポンプ台数で除した値
選定ポンプの運転点揚程	225.4	kPa	選定ポンプの運転点の揚程。設計全配管経路抵抗に余裕率を見込み、最終的に選定したポンプの運転点の揚程。
選定ポンプの電動機出力	7.5	kW	選定ポンプの電動機定格出力
2次ポンプ構成台数	3	台	
インバータ最小周波数	15	Hz	最小周波数は、商用周波数の 30%以下とする。
インバータ最大周波数	60	Hz	最大周波数は、試運転調整で決めた値とする
バイパス弁「開」流量	6.6	m3/h	ポンプ 1 台分の定格流量の 10%程度

**C-142** 参加者は、冷水熱量管理及び熱供給処理施設の監視・制御用に、負荷熱量・負荷流量・冷水往還温度、往還差圧の 5 点の計測ポイントを熱供給処理設備の中央監視システムへ接続しなければならない。開催者から以下の機器を 2024 年 5 月予定で支給する。

- 1) 熱量計
  - 2) 熱供給施設設備の中央監視システムに信号を取り込むための信号入力ユニット
  - 3) パビリオン内の空調制御に必要な計測センサ（熱供給施設側が必要なセンサ）
    - >冷水往水・還水計測用配管温度差センサ（Pt100Ω）
    - >冷水往水 1 次・還水ヘッド圧力計測用圧力発信器（4-20mA）
    - >負荷流量、往還差圧の計測信号増幅器（1 つは建物内空調制御用、もう 1 つは熱供給施設中央監視システムの監視ポイント用）
- 上記支給品の設置、盤内組み込み、及び必要な配管配線工事は、参加者が行う。以下、工事区分を図示する。

図 4.6 パビリオン等側実施工事概要

（下図の黒線・黒文字部分は全てパビリオン側工事、網掛け部は支給品）



**C-143** 参加者で設置する流量計・差圧発信器の計測器仕様は下記の通りに従わなければならない。

- 1) 流量計ガイドライン
  - >電磁流量計を使用する。
  - >原則、水平設置とし、前流側 5D、後流量側 2D の直管長を取る。
  - >原則、配管と同径の電磁流量計を使用する。
- 2) 差圧発信器のガイドライン

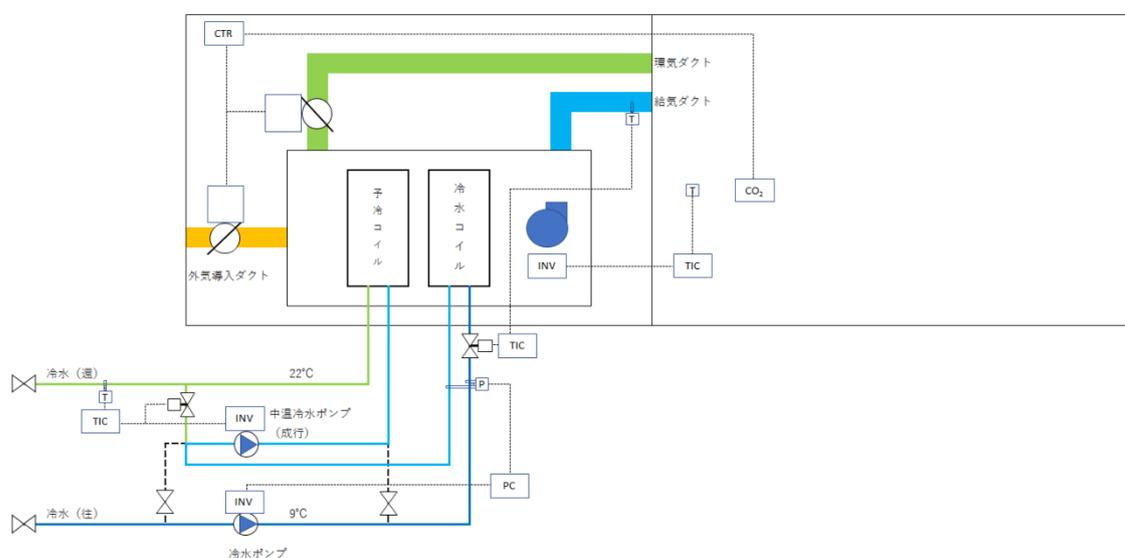
>レンジは、0-400kPa 以下とする。

- C-144** 配管はバルブ以降、建物側へ上り勾配としエア抜きを設けなければならない。
- G-010** 開催者が設置する空調用冷水供給網の冷凍機効率向上、冷水搬送動力削減による温室効果ガス排出量削減のために、冷水往還温度差は 13℃以上（還り冷水温度 22℃以上）を確保することが望ましい。
- G-011** 空調負荷削減と適切な換気量確保を両立できる CO<sub>2</sub> 濃度（室内または還気）による外気取入量制御を導入することが望ましい。
- G-012** 搬送動力低減と冷水送水温度差確保のため、冷水 2 次ポンプインバータの最小周波数は 12Hz 以下に調整することが望ましい。
- G-013** 配管材料は水道用ポリエチレン配管、金属強化ポリエチレン配管等の樹脂配管が望ましい。推奨する空調システム的具体例は、以下の通りである。

#### 1) 空調機単一ダクト方式

- >空調機に予冷コイルを設けて、冷水送水温度差を確保する方式である。中温冷水ポンプを設けて還り冷水温度が 22℃になるように中温冷水を循環する。
- >中温冷水ポンプは、冷水 2 次ポンプが故障した場合はバルブを切り替えることにより冷水 2 次ポンプのバックアップ機として使用できる。

図 4.7 空調機単一ダクト方式システム概要



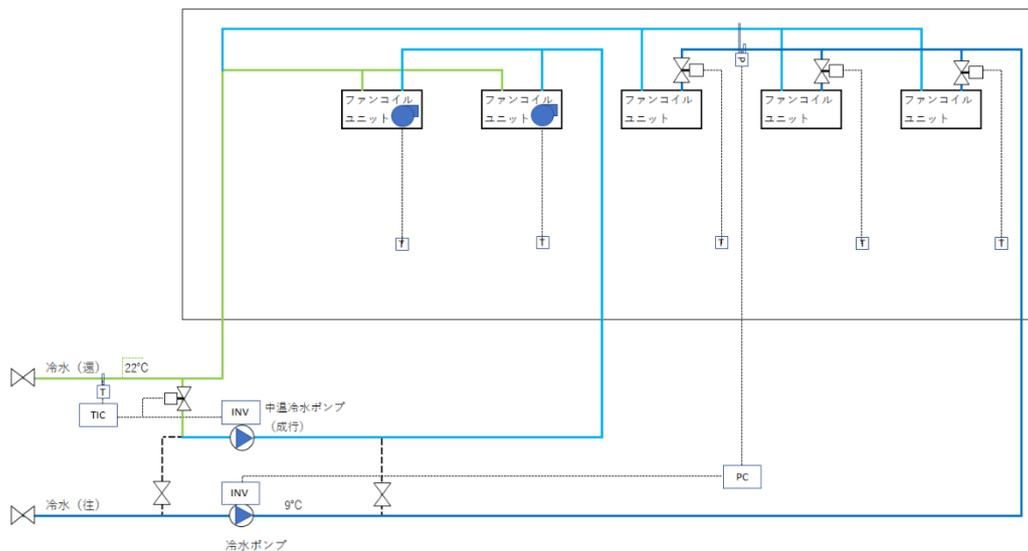
- >冷水ポンプインバータ制御：末端差圧により冷水ポンプ変流量インバータ制御を行う。
- >空調機給気温度制御：空調機給気温度により冷水コイル 2 方弁制御を行う。
- >空調機変风量制御：室内温度により空調機ファンインバータ制御を行う。
- > CO<sub>2</sub> 濃度外気取入量制御：室内 CO<sub>2</sub> 濃度により外気取り入れダクト MD、還気ダクト MD の比例制御を行う。

>冷水還り温度制御：冷水還り温度が設定値 22℃となるように冷水還り循環系統 2 方弁制御、中温冷水ポンプインバータ制御を行う。

## 2) ファンコイルユニット方式

ファンコイルユニットは除湿冷房を行う冷水 2 方弁制御ファンコイルユニットと冷水送水温度差を確保する。顕熱処理ファンコイルユニットを設置する。顕熱処理ファンコイルユニットに中温冷水を循環することで冷水送水温度差を確保する。

図 4.8 ファンコイルユニット方式システム概要



顕熱処理ファンコイルユニット（冷水 15℃）は冷水 7℃ファンコイルユニット能力の約 45%～60%となる。参考としてメーカー資料を以下に示す。

表-4.3 冷水ファンコイルユニット能力表

冷房能力										
機種 型番	入口空気温度 27.0°CDB、19.5°CWB									
	水量 範囲		入口温度 15°C			水量 範囲		入口温度		
			顕熱	全熱	温度差			7°C		
	l/min		kW	kW	°C	l/min		kW	kW	°C
FWJC 12EH	最小	8.0	4.65	4.65	8.3	最小	8.0	7.76	7.76	13.9
	∩	10.6	5.15	5.15	7.0	∩	10.6	7.94	9.94	10.0
	最大	17.5	5.86	5.86	4.8	最大	17.5	8.75	11.35	9.3
FWBC 40FH6	最小	12.0	6.32	6.37	7.6	最小	12.0	9.05	11.24	13.4
	∩	13.7	6.64	6.69	7.0	∩	13.7	10.40	14.75	10.0
	最大	23.0	7.49	7.55	4.7	最大	23.0	10.59	15.23	9.5

\*2 管式、大温度差コイル (10 ° C) で算出

冷房能力										
機種 型番	入口空気温度 26.0°CDB、18.7°CWB									
	水量 範囲		入口温度 15°C			水量 範囲		入口温度		
			顕熱	全熱	温度差			7°C		
	l/min		kW	kW	°C	l/min		kW	kW	°C
FWJC 12EH	最小	8.0	4.27	4.27	7.7	最小	8.0	7.35	7.35	13.2
	∩	9.2	4.49	4.49	7.0	∩	13.0	7.55	9.03	10.0
	最大	17.5	5.37	5.37	4.4	最大	17.5	8.24	10.38	8.5
FWBC 40FH6	最小	12.0	5.81	5.85	7.0	最小	12.0	8.77	10.54	12.6
	∩	12.1	5.83	5.87	7.0	∩	19.1	9.84	13.28	10.0
	最大	23.0	6.88	6.93	4.3	最大	23.0	10.21	14.20	8.8

\*2 管式、大温度差コイル (10 ° C) で算出

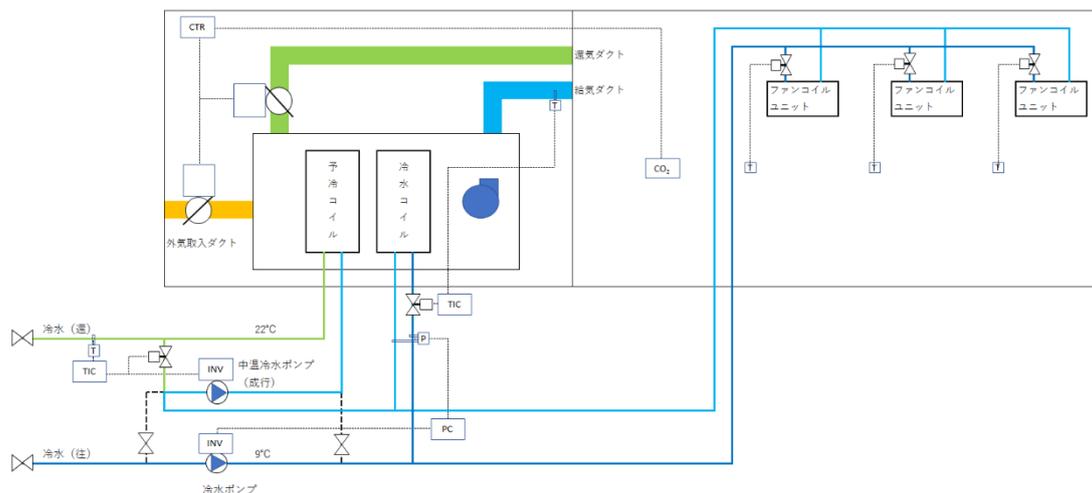
>冷水ポンプインバータ制御：末端差圧により冷水ポンプインバータ制御を行う。

- >ファンコイルユニット制御：室温によりファンコイルユニット2方弁を比例制御する。
- >顕熱処理ファンコイルユニット制御：室内温度によりファンインバータ制御を行う。
- >冷水還り温度制御：冷水還り温度が設定値 22℃となるように冷水還り循環系統2方弁制御、中温冷水ポンプインバータ制御を行う。

### 3) 空調機+ファンコイルユニット方式

空調機は1) 空調機単一ダクト方式とほぼ同じである。空調機は定風量としファンコイルユニットで室温制御を行う。小部屋等がある場合も対応できる。

図 4.9 空調機+ファンコイルユニット方式システム概要

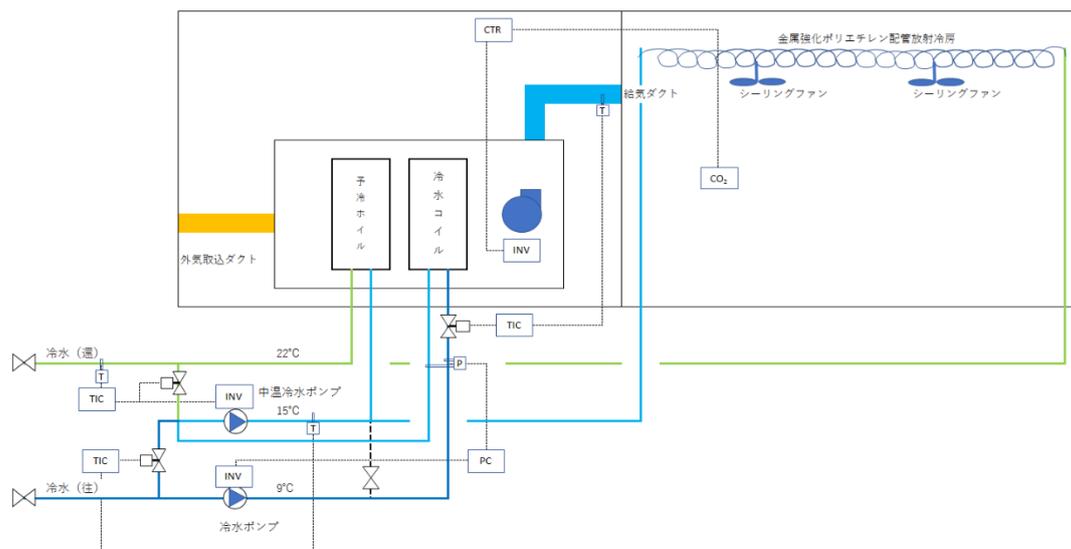


- >冷水ポンプインバータ制御：末端差圧により冷水ポンプ変流量インバータ制御を行う。
- >空調機給気温度制御：空調機給気温度により冷水コイル2方弁制御を行う。
- >室内温度制御：室内温度によりファンコイルユニット2方弁を比例制御する。
- >CO<sub>2</sub>濃度外気取入量制御：室内CO<sub>2</sub>濃度により外気取り入れダクトMD、還気ダクトMDの比例制御を行う。
- >冷水還り温度制御：冷水還り温度が設定値 22℃となるように冷水還り循環系統2方弁制御、中温冷水ポンプインバータ制御を行う。

### 4) 外気処理空調機+金属強化ポリエチレン配管放射冷房方式

空調機の予冷コイルと室内の金属強化ポリエチレン配管放射冷房で 15℃中温冷水を使用して冷水送水温度差を確保する。除湿は外気処理空調機で行い、室内の顕熱処理は金属強化ポリエチレン配管放射冷房で行う。

図 4.10 外気処理空調機 + 金属強化ポリエチレン配管放射冷房方式システム概要

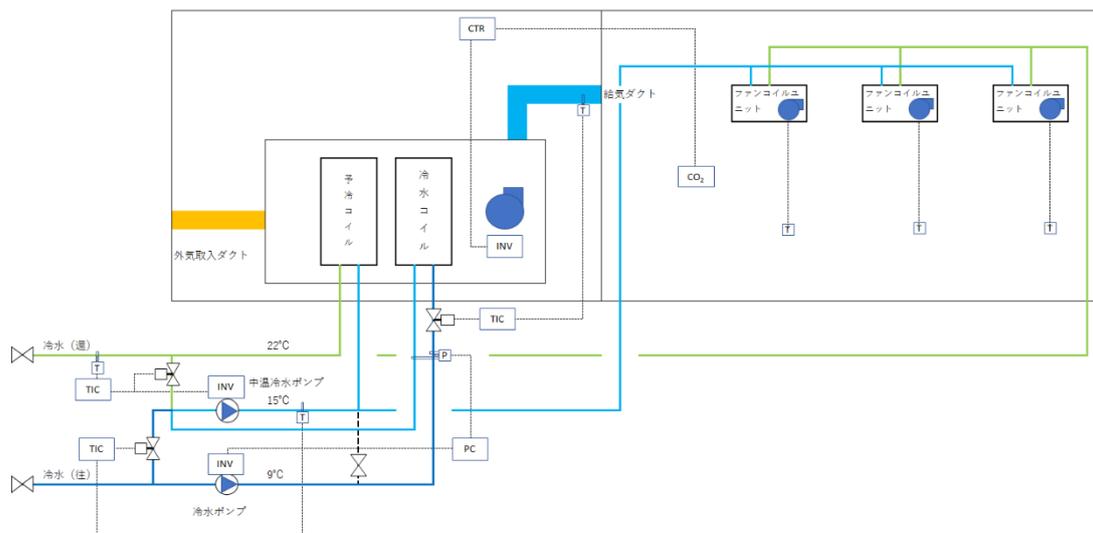


- > 冷水ポンプインバータ制御：末端差圧により冷水ポンプ変流量インバータ制御を行う。
- > 空調機給気温度制御：空調機給気温度により冷水コイル2方弁制御を行う。
- > 室内温度制御：室内温度によりファンコイルユニット2方弁を比例制御する。
- > CO<sub>2</sub>濃度外気取入量制御：室内CO<sub>2</sub>濃度により外気処理空調機ファンをインバータ制御する。
- > 中温冷水温度制御：中温冷水送水温度が15°Cとなるように冷水2方弁を制御する。
- > 冷水還り温度制御：冷水還り温度が設定値22°Cとなるように冷水還り循環系統2方弁制御、中温冷水ポンプインバータ制御を行う。

##### 5) 外気処理空調機 + 顕熱処理ファンコイルユニット方式

空調機の予冷コイルと顕熱処理ファンコイルユニットで15°C中温冷水を使用して冷水送水温度差を確保する。除湿は外気処理空調機で行い、室内顕熱処理は顕熱処理ファンコイルユニットで行う。

図 4.11 外気処理空調機+顕熱処理ファンコイルユニット方式システム概要



- > 冷水ポンプインバータ制御：末端差圧により冷水ポンプ変流量インバータ制御を行う。
  - > 空調機給気温度制御：空調機給気温度により冷水コイル2方弁制御を行う。
  - > 室内温度制御：室内温度によりファンコイルユニット2方弁を比例制御する。
  - > CO<sub>2</sub>濃度外気取入量制御：室内CO<sub>2</sub>濃度により外気処理空調機ファンをインバータ制御する。
  - > 中温冷水温度制御：中温冷水送水温度が15℃となるように冷水2方弁を制御する。
  - > 冷水還り温度制御：冷水還り温度が設定値22℃となるように冷水還り循環系統2方弁制御、中温冷水ポンプインバータ制御を行う。
- 4)、及び5)において室内冷水配管は、15℃～22℃であるため、外気処理空調機で除湿を行えば保温工事が不要となり、工事費用は安価となることが想定される。

### 4-3. 提出書類

本章関連で、開催者が参加者に提出を義務付けている書類は以下のものである。提出書類は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出すること。提出書類の指定書式は公式参加者ポータルサイトで入手可能となる予定である。

提出文書名：

- > ユーティリティサービス接続承認申請書（4-1）
- > [必要な場合] 最大電力値報告書（4-2-2）
- > [必要な場合] 雨水の貯水システム承認申請書（4-2-4）
- > [必要な場合] LPG販売事業者報告書、防火管理者による消防計画・火災防止措置報告書（4-2-5）
- > [必要な場合] 機器リスト、計装フローチャート、及び必須設計要件チェック表、冷水二次ポンプ選定諸元表（4-2-7）

## 5. 労働安全衛生の確保

本章では、参加者が自己のパビリオンを建設するにあたって、確保すべき建設工事現場における労働環境、安全、及び衛生環境について説明する。

### 5-1. 労働安全衛生に関する法令等の遵守

**C-145** 参加者は、パビリオン建設にあたり、労働基準法、労働安全衛生法を始めとした日本の法律、大阪府や大阪市の条例等の関係法令を遵守しなければならない。

### 5-2. 持続可能な大阪・関西万博開催に向けた方針

本博覧会を将来の博覧会及びその他国際イベントの範となる博覧会とするため、パビリオン建設における労働安全衛生においても持続可能性に配慮する。持続可能性の詳細については別途開催者が策定した「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針」による他、同方針に則った下記項目について実施すること。作業員の健康に配慮した健全な職場環境を確保するものとする。

**C-146** 請負業者は作業員の健康管理に配慮しなければならない。特に夏季の工事においては熱中症を予防するため、現場の作業環境及び作業員の健康状態の管理を徹底しなければならない。また、熱中症が発生した場合の救急処置について事前に対策、発生した場合は迅速に対応すること。熱中症が発生した際の報告は第7章を参照のこと。

**G-014** 長時間労働防止のため、参加者及び請負業者は全ての作業員が週休2日（4週8休）を取得できるよう施工計画及び工事工程等を検討することが望ましい。

### 5-3. 請負業者による安全衛生計画書の作成及び提出

**C-147** 請負業者は、第2章に示される施工計画書の中で、安全衛生計画書を作成し、提出しなければならない。安全衛生計画書に記載すべき項目を以下に示す。

- >現場安全衛生
- >作業所規則・定例業務

### 5-4. 参加者による労働安全衛生管理

**C-148** 参加者は、請負業者が法令及び本ガイドライン等に基づき、工事現場運営を適切に遂行するよう請負業者をサポートしなければならない。また、工事現場運営が問題なく実施されているか、遂行状況の確認を行うこと。

## 5-5. 事故等の報告

**C-149** 工事に伴う事故が発生した場合、参加者は、開催者へ報告しなければならない。連絡・報告が必要な事故とその手順や方法の詳細については第7章を参照のこと。

## 5-6. 提出書類

本章関連で、開催者が参加者に提出を義務付けている書類は以下のものである。提出書類は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出すること。提出書類の指定書式は公式参加者ポータルサイトで入手可能となる予定である。

提出文書名：

>安全衛生計画書及び添付文書（5-3）

## 5-7. この章で参照した基準等の再掲(補足情報)

>労働基準法 適用事業報告

>労働基準法 時間外労働・休日労働に関する協定書

>労働基準法 1年単位の変形労働時間制に関する協定届

>労働安全衛生法 建設工事計画届

>労働安全衛生法 建設物・機械等設置届

>労働安全衛生法 特定元方事業者の事業開始報告

## 6. 持続可能性の取組

本章では、持続可能性の取組や環境影響評価制度（環境アセスメント制度）について説明する。

### 6-1. 持続可能性方針

大阪・関西万博は、テーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」のもと、世界が一つの『場』に集う機会となり、本万博を契機として世界の多様な価値観が交流しあい、新たなつながりや創造を促進する万博となることを目指している。

本博覧会を将来の博覧会及びその他国際イベントの範となる博覧会とするため、会期前の計画段階から会期中、会期後にわたる環境や社会への影響を適切に管理し、持続可能性に配慮する。

このため、開催者は「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針」を策定した。「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針」は、公式参加者ポータルサイトから入手可能である。

なお、開催者は、今後、策定予定の「持続可能性に配慮した調達コード」については改めて公表する。

**C-150** 参加者は、「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針」に従い、持続可能性に配慮した工事を行わなければならない。

**C-151** 参加者は、「持続可能性に配慮した調達コード」を遵守し工事を行わなければならない。

### 6-2. 環境影響評価制度（環境アセスメント制度）

本事業は、大阪市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価制度（環境アセスメント制度）を実施している。環境影響評価制度（環境アセスメント制度）は、開催者自らがあらかじめ環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見聴取をしながら、環境の保全や創造について適正な配慮をするための制度である。

開催者は、2021年10月に、大阪・関西万博の夢洲地区での開催について環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を公表した。参加者は、開催者が後に作成、公表する環境影響評価書（以下「評価書」という。）を確認し、建設及び解体撤去工事に反映すること。

準備書は、協会ホームページから入手可能である。

評価書は公表され次第、協会ホームページから入手可能である。

**C-152** 参加者は、今後開催者が公表する評価書の内容をすべて満足するよう計画し工事を行うこと。

**C-153** 開催者は、工事関連車両台数の制限など、各参加者の工事規模に応じて必要な措置を指示することができ、参加者はこの指示に従わなければならない。具体的な措置の内容は別途通知する。

### 6-3. この章で参照した基準等の再掲（補足情報）

>持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針

>持続可能性に配慮した調達コード

>環境影響評価準備書

<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20211001-01/>

## 7. 情報管理体制と品質管理の遵守

本章では、参加者に求められる情報管理体制とその連絡に関する手順や、品質管理について説明する。

### 7-1. 連絡に関する手順・手段

**C-154** 参加者は、開催者に連絡・相談を要する場合には、公式参加者ポータルサイトを通じて行うこと。

工事中における連絡事項（質疑、提出物、要望事項等）として、以下が想定される。

>安全衛生基準、労働者福祉基準、環境基準等の関連法令に関する事項

>建設物流や建設の技術的な事項等の建設施工に関する事項

>JIS 規格や JAS 規格等の日本の認定建材に含まれない建材等の品質に関する事項

>敷地への立入り許可及びセキュリティ等の手続きに関する事項

>敷地に関する疑義や参加者間・開催者間との調整等に関する事項

#### 7-1-1. 参加者間との調整

**C-155** 参加者は、隣接する敷地の取り合い部分等、他の参加者との調整事項が発生した場合、当事者間で協議し、解決しなければならない。また、博覧会会場全体との調整事項については、開催者と調整を行わなければならない。

**C-156** 参加者間で調整事項が行われた場合には、両者とも記録を残しておき、事案が発生した経緯を含めて、開催者からの求めに応じて報告しなければならない。

#### 7-1-2. 緊急時の連絡・報告

**C-157** 敷地内において事故等が発生した場合、参加者は、開催者に報告するとともに事故直後の緊急対応をしなければならない。図 7.1 は、事故等発生時の報告手順を示す。事故直後の第 1 報は必ず行うものとし、必要に応じて第 2、第 3 報の文書報告を行わなければならない。事故処理後、各文書報告をまとめ、再発防止対策を含めた事故報告書を作成し、公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出しなければならない。また、敷地外であっても参加者の関係者起因の事故等が発生した場合にも、同様の手順に基づいて報告を行わなければならない。

**C-158** 開催者への報告が必要な事故等を下記に示す。

>労働安全衛生規則に定義される事故等（下記①～④）

① 死亡や重大な労働災害・事故（原則、3 人以上が被災する等）が発生した場合

② 労働者が労働災害にて休業する場合（原則、休業日数が 4 日以上）

③ 火災、爆発、建設機械等の倒壊等が起きた時（労働安全衛生規則第 96 条第 1 項第一号～十号に記載する事故が発生した場合）

④ その他、軽傷の場合でも労働者が病院で治療を受けた場合等の労働災害として労働基準監督署へ報告される場合

>環境に影響を及ぼす事案（大規模な油の流出等）

>開催者もしくは参加者の活動を妨げる行為や物的損害、または他の参加者に重大な影響を与えた場合

>第三者に重大な影響を与えた場合

>その他警察・消防等への通報がされるような事態が起きた場合

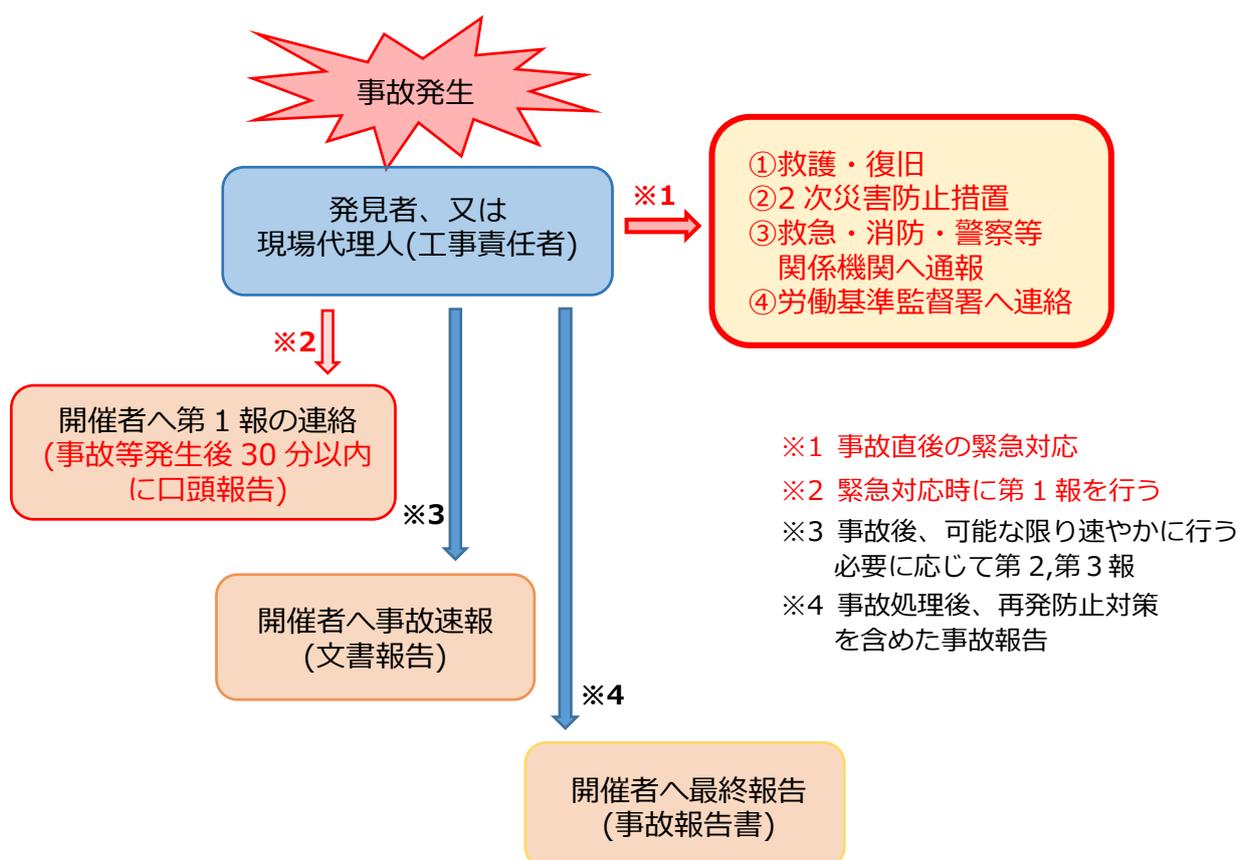
>博覧会会場のセキュリティに関する違反があった場合

>大阪・関西万博に関連する不利なメディア報道または開催者の評判を貶める可能性がある行為が参加者起因で発生した場合

**C-159** 参加者は、自らの事故等の報告手順や責任者及び関係者を、「敷地内の施工計画書」で提出される「緊急時連絡体制表」に記さなければならない。詳細は第2章を参照のこと。

**C-160** 参加者は、敷地内において発生した事故、及び敷地外であっても参加者の関係者起因の事故等についてすべて記録し、「工事進捗報告書」により開催者に報告しなければならない。詳細は第2章を参照のこと。

図 7.1 事故等発生時の報告手順



## 7-2. 規定違反の通知と措置

開催者が、参加契約に規定する契約条項や工事・解体に係るガイドライン等の規定に関する違反（法令違反や虚偽の報告等）を特定した場合、また、関係者への報告が必要な事故等が発生した場合、参加者に対し不適合通知書（改善指示書）が交付される。不適合通知書（改善指示書）を交付された参加者は、指摘された違反事項の是正内容について開催者に認められるまで、以後の業務を継続してはならない。法令違反や虚偽の報告等で不適合通知書（改善指示書）が発行される場合の詳細事例は「7-3-2. 監理状況に関する定期確認」を参照のこと。

## 7-3. 品質管理

参加者は、日本の建築基準法等の関連法令を遵守した品質管理を行うこと。

**C-161** 参加者は、建設工事完了後、開催者による工事完了検査を受けなければならない。その際、参加者は、建築基準法第7条に定められる完了検査を受けた証として、検査済証の写しを開催者に提出しなければならない。詳細は第9章を参照のこと。

**C-162** 参加者は、展示工事及び展示物の設置完了後、開催者から使用許可を受けなければならない。その際、参加者は、公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に検査報告書を提出し、日本の関連法令に遵守した品質管理を保証しなければならない。なお、検査報告書の様式は、公式参加者ポータルサイトに掲載予定である。詳細は第9章を参照のこと。

### 7-3-1. 品質確保に向けた監理体制

参加者は、建物や展示物の品質確保のために、工事監理者及び請負業者を支援するとともに、工事監理者の行う監理状況、請負業者が行う施工管理状況の確認を定期的に行わなければならない。開催者は、大阪・関西万博全体の品質確保のために、工事監理者の行う監理状況、請負業者が行う施工管理状況を定期的に確認する。詳細は「7-3-2. 監理状況に関する定期確認」を参照のこと。

### 7-3-2. 監理状況に関する定期確認

開催者は、参加者の工事監理者及び請負業者が関連基準、工事・解体に係るガイドライン等で定める施工要件を遵守しているか確認するために、「工事進捗報告書」（第2章参照）を確認する。開催者は、「工事進捗報告書」内の工事状況報告書や工事状況写真を確認し、工事監理者の行う監理状況、請負業者が行う施工管理状況に是正が必要と判断される場合、参加者へ是正を要求する。是正要求後、一定期間内に改善が見られない場合、開催者は参加者に、「7-2. 規定違反の通知と措置」で規定する不適合通知書（改善指示書）を発行する事ができる。参加者は最新の情報をもとに資料を作成するよう努めること。

**C-163** 参加者は、工事監理者が実施した検査や試験等の記録を保管しなければならない。

#### 7-4. 提出書類

本章関連で、開催者が参加者に提出を義務付けている書類は以下のものである。提出書類は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出する事。提出書類の指定書式は公式参加者ポータルサイトで入手可能となる予定である。

提出文書名：

>検査済証の写し（7-3）

>検査報告書（7-3）

#### 7-5. この章で参照した基準等の再掲（補足情報）

>公共建築工事標準仕様書

>労働安全衛生規則

>建築基準法及び同法施行令

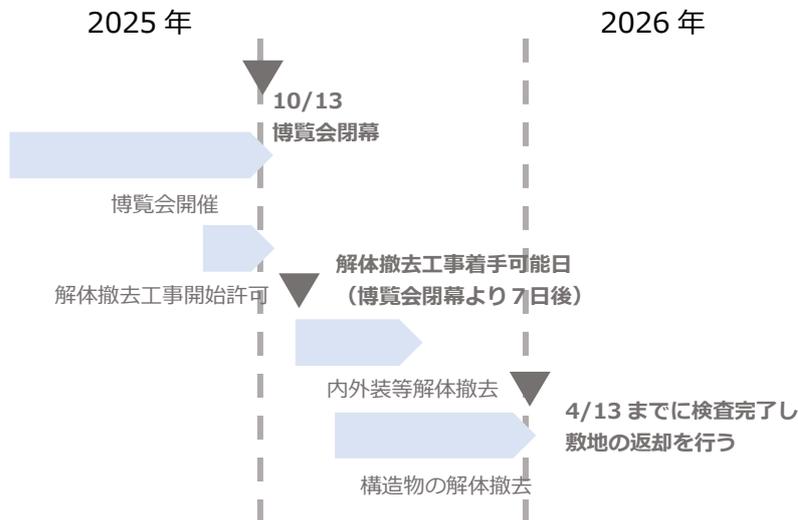
## 8. 解体撤去工事と敷地返却

本章では、解体撤去工事及び敷地の返却に関する手順、施工ルールについて説明する。

### 8-1. 解体撤去工事におけるスケジュール上の条件

- C-164** 参加者は、パビリオンの解体撤去工事着手の許可を得てから工事に着手すること。解体撤去工事及び敷地返却までの主要な日程は図 8.1 を参照すること。
- C-165** 展示等の搬出を含めた解体撤去作業は、博覧会閉幕後 7 日以降に開始すること。
- C-166** 参加者はパビリオン及び敷地内の解体撤去工事を実施し、2026 年 4 月 13 日までに開催者の検査を完了し、敷地を返却しなければならない。
- C-167** 参加者は、敷地を引き渡された際と同等の状態で開催者に返却しなければならない。詳細は「8-6. 敷地の原状回復及び返却」を参照すること。

図 8.1 パビリオン撤去工事、敷地の返却の主要日程



### 8-2. 解体撤去工事の着工に関する要件

- C-168** 参加者は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に解体撤去工事開始許可を得ること。申請は着工の予定日から 15 日前までに行うこと。申請の際は必要文書を添付すること。詳細は第 9 章を参照のこと。

### 8-3. 解体撤去工事

開催者より解体撤去工事開始許可が発行されたのち、工事に着手することができる。

- C-169** 参加者及びその請負業者は第 2 章に規定されている要件をすべて満たしながら、解体撤去工事を完了しなければならない。

**C-170** 参加者は、自らの資産及び敷地内のセキュリティに責任を持たなければならない。

#### 8-4. 労働安全衛生、品質保証の遵守及び持続可能性に関する取組

**C-171** 参加者及びその請負業者は第 5 章から第 7 章に規定されている要件を満たしながら、解体撤去工事を完了しなければならない。

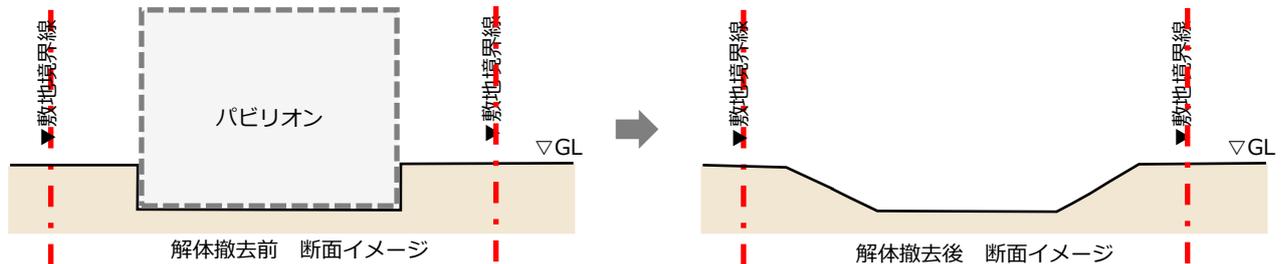
#### 8-5. ユーティリティサービスの利用中止

**C-172** 参加者はユーティリティサービスが不要になることを、公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に敷地を返却する前に通知し、全てのユーティリティサービスの最終的な会計処理を行うこと。

#### 8-6. 敷地の原状回復及び返却

**C-173** 参加者は、敷地返却予定日の 10 日前までに、公式参加者ポータルを通じて開催者に現地での敷地返却検査を申請しなければならない。申請の際は必要文書を添付すること。詳細は第 9 章を参照のこと。

**C-174** パビリオンの基礎や地下構造物の解体撤去後に、敷地内土砂で埋戻しを行い、敷き均しを行った上で、周辺地盤へ影響が発生しないよう適切なすりつけ等を行わなければならない。



**C-175** 参加者は、開催者に敷地を返却する前に、参加者が設置したすべての建造物(地上、地下)を撤去していることを確認しなければならない。

参加者は、パビリオンの建設工事中の掘削完了時の床付け状況と解体撤去工事完了時の床付け状況等を比較し、解体撤去工事後の敷地内に廃棄物や油の流出等がないことを確認しなければならない。その他開催者が求める調査等が必要となった場合、参加者はその調査を実施しなければならない。

**C-176** 解体撤去工事後に油汚染の可能性のある土壌が確認された場合は、油汚染対策ガイドラインに基づく調査及び対策を行うこと。また開催者の敷地返却時の検査において油汚染に関する指摘を受けた場合も、参加者は同様に調査及び対策を実施すること。

**C-177** 参加者は、解体撤去工事に関する報告書を開催者に提出しなければならない。報告書には、以下の情報を記載しなければならない。

>解体撤去工事完了後の参加者及び請負業者の検査報告書(廃棄物や油の流出等がないことに関する確認結果を含む)

>廃棄物発生（処分）量の報告（廃棄物のリサイクル率、処分先）

>解体撤去工事完了後の敷地の状況写真

開催者は、必要な敷地返却の検査を行い、問題がないと判断した場合には、手続きが正常に完了したことを示す「敷地返却証明書」を参加者に交付する。

## 8-7. 提出書類

本章関連で、開催者が参加者に提出を義務付けている書類は以下のものである。提出書類は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出すること。提出書類の指定書式は公式参加者ポータルサイトで入手できる予定である。

提出文書名：

>解体撤去工事開始許可申請書（8-2）

>ユーティリティサービス利用中止通知書（8-5）

>敷地返却検査申請書（8-6）

>解体撤去工事完了報告書（8-6）

## 8-8. この章で参照した基準等の再掲（補足情報）

>建築基準法（除却届等）

>騒音規制法

>振動規制法

>大阪府生活環境の保全等に関する条例

>大気汚染防止法

>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称：建設リサイクル法）

>建設リサイクル推進計画2020

>油汚染対策ガイドライン

## 9. 各種通知・承認・許可に関する手続き

本章では、本ガイドライン（他章に記載する手続きを除く）及び日本の法律に基づく主な手続きについて説明する。

### 9-1. 設計者、工事監理者、請負業者及び現場監督者の通知

建築物の工事に関する設計又は工事監理を行う場合は、法令に基づき建築士の資格を有する設計者又は工事監理者にこれを行わせなければならない。また、建築工事を行う場合は、法令により必要な許可を得た請負業者に行わせなければならない。

- C-178** 参加者は、設計者及び工事監理者の氏名及び連絡先情報について、開催者に通知しなければならない。設計者については、設計書承認申請書に記載をすること。工事監理者については、着工の15日前までに公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出すること。
- C-179** 参加者は、請負業者の名称を着工の15日前までに開催者に通知しなければならない。
- C-180** 参加者は、建築工事を行う場合は、開催者及び他の施工者との連絡調整のために工事現場に現場監督者を配置しなければならない。
- C-181** 参加者は、現場監督者の氏名及び連絡先情報を着工の15日前までに開催者に通知しなければならない。
- C-182** 開催者は現場監督者による法令等の違反があると認める場合は、参加者に対し当該現場監督者の解任を指示することができ、参加者は、この指示に従わなければならない。この場合、当該参加者は、直ちに別の現場監督者を指名し、前項に準じて開催者に通知しなければならない。

### 9-2. 提出物に関し考慮すべき事項

提出物は、公式参加者ポータルを通じて提出が可能である。なお、書類データはPDF形式とする。また、使用言語は日本語とする。

- C-183** 提出物（法令に基づき関係機関に提出するものを除く）は、各種様式一覧で定められた様式により提出しなければならない。法令に基づき関係機関に提出するものは日本国の法律、自治体の条例で定められた当局の基準及び規定を遵守しなければならない。設計に関する提出書類及び提出プロセスについては、本ガイドライン及び「パビリオンタイプA（敷地渡し方式）の設計に係るガイドライン」を参照のこと。
- C-184** 参加者は、確認申請、完了検査等関係機関の手続きに係る手数料をすべて負担しなければならない。

### 9-3. 設計の承認

設計の承認に係る手続きは「パビリオンタイプA（敷地渡し方式）の設計に係るガイドライン」を参照のこと。開催者は、提出物を審査し、公式参加者ポータルサイトを通じて参加者に修正事項の指摘等

を伝えるか、または承認を与える。また、この承認は日本国内の法令に基づく参加者の義務及び責任を免除するものではない。

設計変更が生じた場合は、工事の実施に先立ち「パビリオンタイプ A（敷地渡し方式）の設計に係るガイドライン」に記載の設計書の提出を行い、軽微な変更を除き開催者から承認を受けること。

承認された計画に記載されたものと異なる工事を行う場合、開催者は、工事の中止を命令することができる。

### 9-3-1. 第 1 回提出書類（基本設計書）の提出

開催者は、「第 1 回提出書類（基本設計書）」の提出物を審査し、公式参加者ポータルサイトを通じて参加者に修正を含む指摘事項等を伝えるか、承認を与える。「第 1 回提出書類（基本設計書）」の提出物が承認された後、参加者は実施設計へと進むことができる。

**C-185** 参加者は、開催者から提起されたすべての修正を含む指摘事項等について対応しなければならない。

### 9-3-2. 第 2 回提出書類（実施設計書）の提出

開催者は、「第 2 回提出書類（実施設計書）」の提出物を審査し、公式参加者ポータルサイトを通じて参加者に修正を含む指摘事項等を伝えるか、承認を与える。「第 2 回提出書類（実施設計書）」の提出物が承認された後、参加者は工事開始許可を申請することができる。

**C-186** 参加者は、開催者から提起されたすべての修正を含む指摘事項等について対応しなければならない。

### 9-3-3. 割り当てられた敷地についての調査等

参加者は、割り当てられた敷地の引き渡しの前に地盤調査等を実施する場合は、開催者の事前承認を得た上で、自己の費用負担で実施することができる。敷地の事前承認を取得するために、参加者は、公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に届出なければならない。なお、事前承認ができる期間はあらかじめ通知するものとする。

**C-187** 参加者は割り当てられた敷地内の地盤調査等を実施した場合、調査報告書を開催者に提出すること。また公式参加者ポータルサイト等を通じて、調査報告書の他の参加者への公開を承諾すること。

## 9-4. 工事開始許可

参加者は「工事開始許可証」の交付を受けた後、自らの敷地に立入り建設工事に着手できる。開催者は提出書類を審査し、公式参加者ポータルサイトを通じて参加者に修正を含む指摘事項等を伝えるか、許可を与える。また、この許可は法令に基づく参加者の義務及び責任を免除するものではない。

**C-188** 「工事開始許可証」を取得するためには、参加者は、着工予定日の15日前までに参加者ポータルサイトを通じて開催者に対して以下の書類を提出しなければならない。

- >工事開始許可申請書
- >確認済証の写し
- >施工計画書
- >誓約書（工事中の法令遵守等に関する）
- >連絡調整協議体参加届

**C-189** 参加者は、「工事開始許可証」の交付を受けるまで、工事を開始してはならない。

**C-190** 建設工事着手後に設計変更が生じ、新たに確認済証が発行された場合、参加者は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に対して速やかに以下の書類を追加提出しなければならない。

- >設計変更に対する確認済証の写し

## 9-5. 立入検査

開催者、関係機関及びその指定する者は、工事現場に立ち入り、当該工事に関して検査を行うことができる。

**C-191** 開催者、関係機関及びその指定する者は、立入検査により法令の違反があると認める場合は、参加者に対し違反の是正を指示することができ、参加者は、この指示に従わなければならない。

## 9-6. 工事完了の手続き

参加者は、建築物及び屋外スペースの工事が完了したときは、公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に工事完了の検査を申請し、開催者は、検査を行う。なお、参加者は法定の完了検査の申請手続きを同時に行うことができる。

検査に合格した場合、開催者は公式参加者ポータルを通じて参加者に「完了証明証」を交付する。

**C-192** 「完了証明証」の交付に際し、参加者は検査済証の写しを提出しなければならない。

- >検査済証の写し

**C-193** 参加者は、建築物及び屋外スペースの工事を完了したときは、検査希望日の7日前までに開催者に対して以下の書類を提出し、検査を申請しなければならない。同申請は、現地の工事が完了し、承認済みの図面に沿っていることを工事監理者及び現場監督者が確認した上での申請でなければならない。

- >完了証明検査申請書
- >竣工図（建築工事）

**C-194** 開催者による完了検査において、法令等の違反が認められた場合、開催者は参加者に対し違反の是正を指示することができ、参加者は、この指示に従わなければならない。

## 9-7. 使用許可の手続き

参加者は、全ての展示工事及び展示物の設置が完了した時点で使用許可の検査を申請し、開催者は展示エリアの検査を行う。

検査に合格した場合、開催者は公式参加者ポータルサイトを通じて参加者に「使用許可証」を交付する。また、この許可は法令に基づく参加者の義務及び責任を免除するものではない。

同許可書を受領した後、参加者はパビリオンの使用を開始することができる。参加者は、自らのパビリオン運営に関し責任を負う。

**C-195** 参加者は、全ての展示工事及び展示物の設置が完了した時点で、検査希望日の7日前までに公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に対して以下の書類を提出し、検査を申請しなければならない。同申請は、現地の工事が完了し、承認済みの図面に沿っていることを現場監督者が確認した上での申請でなければならない。

>使用許可検査申請書

>検査報告書

>竣工図（展示・内装工事）

**C-196** 開催者は、使用許可の検査において、法令等の違反があると認める場合は、参加者に対し違反の是正を指示することができ、参加者は、この指示に従わなければならない。

## 9-8. 解体撤去に関する作業許可

参加者は、自らのパビリオンの解体撤去に関し責任を負う。参加者は「解体撤去工事開始許可証」の交付を受けた後、解体工事に着手できる。開催者は提出書類を審査し、公式参加者ポータルサイトを通じて参加者に修正を含む指摘事項等を伝えるか、許可を与える。また、この許可は法令に基づく参加者の義務及び責任を免除するものではない。

**C-197** 「解体撤去工事開始許可証」を取得するためには、参加者は解体撤去工事開始の15日前までに、公式参加者ポータルを通じて開催者に以下の書類を提出しなければならない。

>解体撤去工事開始許可申請書

>解体撤去工事スケジュール

>解体撤去工事計画書

**C-198** 参加者は、「解体撤去工事開始許可証」の交付を受けるまで、工事を開始してはならない。

## 9-9. 解体撤去工事完了の手続き

参加者は、解体撤去工事を完了したときは、開催者に敷地返却の検査を申請し、開催者は、検査を行う。開催者からの最終的な費用請求は完了検査を開催者に申請する前に精算しなければならない。

検査に合格した場合、開催者は公式参加者ポータルを通じて参加者に「敷地返却証明証」を交付する。

**C-199** 参加者は、解体撤去の工事を完了したときは、敷地返却日の10日前までに公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に対して以下の書類を提出し、検査を申請しなければならない。

>敷地返却検査申請書

>ユーティリティ料金の最終清算書

>解体撤去工事完了報告書

**C-200** 敷地返却検査において、残置物等工事の不備が認められた場合、開催者は、参加者に対し違反の是正を指示することができ、参加者は、この指示に従わなければならない。

## 9-10. この章で参照した基準等の再掲（補足情報）

>建築基準法 完了検査申請

## 補足情報

### 法令・条例・基準一覧

参照すべき主な法令・条例・基準を以下に示す。

その他開催者から提示される関連基準等についても遵守、参照すること。

法令・条例・基準名
・建設業法及び同法施行令、施行規則
・建築基準法及び同法施行令、施行規則
・大阪府建築基準法施行条例、大阪市建築基準法施行条例
・消防法及び同法施行令、施行規則 ・大阪市火災予防条例
・道路交通法及び同法施行令、施行規則
・水道法及び同法施行令、施行規則 ・大阪市水道事業給水条例 ・大阪市水道事業給水条例施行規程 ・給水装置工事設計施工基準
・下水道法 ・大阪市下水道条例
・港湾法及び同法施行令、施行規則 ・大阪港臨港地区の分区における建築物その他の構築物の建設等に関する 事務取扱要綱
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー法） ・大阪府福祉のまちづくり条例 ・大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱
・駐車場法及び同法施行令、施行規則
・屋外広告物法及び同法施行規則 ・大阪市屋外広告物条例
・労働基準法及び同法施行令、施行規則
・労働安全衛生法及び同法施行令、施行規則
・労働安全衛生法及び同法施行令、施行規則
・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律及び施行令、施行規則
・労働者災害補償保険法及び施行令、施行規則
・建築工事安全施工技術指針
・国税徴収法

<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本法及び関係法令</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染対策法及び同法施行令、施行規則</li> <li>・大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌関連）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止法及び同法施行令、施行規則</li> <li>・大阪府生活環境の保全等に関する条例（水質関連）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法及び同法施行令、施行規則</li> <li>・大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音関連）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・振動規制法及び同法施行令、施行規則</li> <li>・大阪府生活環境の保全等に関する条例（振動関連）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法及び同法施行令、施行規則・大阪府生活環境の保全等に関する条例（大気汚染関連）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成推進基本法及び同法施行令、施行規則</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源の有効な利用の促進に関する法律及び同法施行令、施行規則（通称：資源有効利用促進法）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令、施行規則（通称：廃棄物処理法）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府循環型社会形成推進条例</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び同法施行令、施行規則（通称：建設リサイクル法）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設副産物適正処理推進要綱（建設リサイクル法）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律及び同法施行令、施行規則（通称：グリーン購入法）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律及び同法施行令、施行規則</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府グリーン調達方針</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設廃棄物処理指針</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士法及び同法施行令、施行規則</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法及び同法施行令、施行規則</li> <li>・大阪市都市景観条例</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・興行場法及び同法施行令、施行規則</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法及び同法施行令、施行規則</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模小売店舗立地法及び同法施行令、施行規則</li> <li>・中規模小売店舗の設置に関する事務取扱基準</li> </ul>

## 施工時必要な諸官庁への届出一覧

施工時必要な諸官庁への主な届出一覧を以下に示す。

下記を参考とし、記載の届出以外にも必要なものについては、随時提出のこと。

開催者提出予定の届出

届出名	提出先	提出時期	備考（届出対象等）
<b>建築基準法及び同法施行令、施行規則・大阪府建築基準法施行条例</b>			
完了検査申請（関係規定の審査含む）	大阪市計画調整局建築指導部／確認審査機関	検査 7 日前まで	確認済証を取得した建築物
建築物除却届	大阪市計画調整局建築指導部	解体開始まで	10 m <sup>2</sup> を超える解体
<b>消防法及び同法施行令、施行規則・大阪市火災予防条例</b>			
工事整備対象設備等着工届出書 消防用設備等設計届出書 火災伝走防止用消火装置設計届出書	大阪市消防局 此花消防署	着工 10 日前まで	消防用設備等設置に係る工事
消防用設備等設置届	〃	工事完了後 4 日以内	防火対象物で消防用設備等設置の時
防火対象物使用開始届	〃	使用開始の 7 日前まで	防火対象物の使用を開始する時
防火管理者選任届出 消防計画作成届出書	〃	防火対象物使用開始まで	防火管理者が必要な防火対象物
少量危険物/指定可燃物等貯蔵取扱届出	〃	取扱いの 7 日前まで	少量危険物、指定可燃物を規定数量以上取扱う時
工事を施工するための現場に設ける事務所等の届	〃	当該行為を行う日の 3 日前まで	工事を施工するための現場に設ける事務所等を設置する時
燃料電池・変電・急速充電・発電・蓄電池設備設置届出	〃	設置工事開始 5 日前まで	左記設備の設置の際
催物開催届出書	〃	行為を行う日の 3 日前まで	（開催者が提出）
<b>水道法及び同法施行令、施行規則・大阪市水道事業給水条例</b>			
給水装置工事申込書兼施工承認申請	大阪市水道局工務部給水課	着工前	（開催者が提出）
工事完了届	〃	完了時	（開催者が提出）
使用開始届	〃	使用前	（開催者が提出）

届出名	提出先	提出時期	備考（届出対象等）
<b>下水道法及び同法施行令、施行規則・大阪市下水道条例</b>			
排水設備計画確認申請書	大阪市建設局下水道部施設管理課・クリアウォーター OSAKA 株式会社	個別確認	（開催者が提出）
除害施設設置計画届	大阪市建設局下水道部施設管理課	あらかじめ	排水基準値以下の水質にするために、除害施設の設置又は必要な措置を講じようとする時
<b>屋外広告物法・大阪市屋外広告物条例</b>			
屋外広告物許可申請	大阪市建設局総務部管理課	着工 3 週間前	屋外広告物を設置する時
しゅん工届	〃	設置完了時	〃
<b>労働基準法及び同法施行令、施行規則</b>			
適用事業報告	西野田労働基準監督署	事業開始後遅滞なく	労働法の適用を受ける事業を開始した時
時間外労働・休日労働に関する協定届	〃	実施日以前に遅滞なく	1 日及び 1 日を超える一定の期間について時間外労働又は休日に労働させる時
1 年単位の变形労働時間制に関する協定届	〃	実施日以前に遅滞なく	1 年単位の变形労働時間制を導入する事業所
断続的な宿直又は日直勤務許可申請書	〃	実施日以前に遅滞なく	断続的な宿直・日直労働として労働時間等の適用除外を受ける時
就業規則届	〃	作成後遅滞なく	常時 10 人以上の労働者を使用する事業所
<b>労働安全衛生法及び同法施行令、施行規則</b>			
建設工事計画届	西野田労働基準監督署	計画内容に拠り異なる	労働安全衛生法第 88 条規定の仕事を開始しようとする時
建設物・機械等設置届	〃	工事開始時	安衛則別表第 7 の上覧に掲げる機械等を設置し、移転し、または変更しようとする時
特定元方事業者の事業開始報告	〃	工事開始時	特定元方事業者の労働者との関係請負人の作業が同一の場所で行われる時
共同企業体代表者届	〃	工事開始時	共同企業体組成の時

届出名	提出先	提出時期	備考（届出対象等）
<b>労働安全衛生法及び同法施行令、施行規則</b>			
総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告	西野田労働基準監督署	工事開始時	規定人数以上の労働者が働く事業所
事故報告書	〃	工事中随時	事故が発生した時
労働者死傷病報告	〃	工事中随時	労働災害が発生した時
クレーン設置届	〃	工事中随時	つり上げ荷重が 3t 以上のクレーン等（スタッカー式 1t 以上）を設置する時
デリック設置報告書	〃	工事中随時	つり上げ荷重が 0.5t 以上 2t 未満のデリックを設置する時
エレベーター・簡易リフト設置報告書	〃	工事中随時	積載荷重 0.25t 以上 1t 未満のエレベーターを設置する時、簡易リフトを設置する時
建設用リフト設置届	〃	工事中随時	積載荷重 0.25t 以上、ガイドレール高さ 18m 以上の建設用リフト設置の時
定期健康診断結果報告書	〃	工事中随時	常時 50 人以上の労働者を使用する事業者
<b>国税徴収法及び同法施行令、施行規則</b>			
労働保険 保険関係成立届	労災保険： 梅田公共職業安定所 雇用保険： 西野田労働基準監督署	保険関係が成立した日から 10 日以内	—
労働保険 概算保険料申告書・納付書	労災保険： 梅田公共職業安定所 雇用保険： 西野田労働基準監督署	保険関係が成立した日から 50 日以内	—
労働保険 下請負人を事業主とする許可申請書	西野田労働基準監督署	保険関係が成立した日から 10 日以内	下請負事業を独立した工事とみなして保険関係を成立させる時
労働者災害補償保険 代理人選任届	西野田労働基準監督署	代理人の選任のつど速やかに	労働保険等の事務を代理人の行わせる時

届出名	提出先	提出時期	備考（届出対象等）
<b>土壤汚染対策法及び同法施行令、施行規則・大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壤関連）</b>			
形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届	開催者が提出	-	（開催者が提出）
3000 m <sup>3</sup> 以上の形質変更を行う土地における利用履歴報告	開催者が提出	-	（開催者が提出）
汚染土壤搬出時の届出	大阪市環境局環境管理部環境管理課	着手する日の 14 日前まで	要措置区域等から土壤を搬出する時
<b>瀬戸内海環境保全特別措置法</b>			
特定施設設置(変更)許可申請書	大阪市建設局下水道部施設管理課	設置まで	公共用水域へ 1 日あたり最大量 50m <sup>3</sup> 以上の水を排出する事業場
<b>騒音規制法及び同法施行令、施行規則・大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音関連）</b>			
<b>振動防止法及び同法施行令、施行規則・大阪府生活環境の保全等に関する条例（振動関連）</b>			
特定建設作業実施届	大阪市環境局環境管理部環境管理課西部環境保全対策グループ	作業開始の 7 日前まで	くい打ち機やバックホウ等の建設機械を使用する特定建設作業を行う時
<b>大気汚染防止法及び同法施行令、施行規則</b>			
特定粉じん排出等作業実施届出（石綿事前調査結果の報告）	大阪市環境局環境管理部環境管理課西部環境保全対策グループ	工事に着手する前まで	床面積 80 m <sup>2</sup> 以上の解体 請負代金 100 万円以上の改修等
<b>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び同法施行令、施行規則（通称：建設リサイクル法）</b>			
建設リサイクル法に基づく届出	大阪市計画調整局 建築指導部建築確認課	工事着手の 7 日前まで	解体）床面積 80 m <sup>2</sup> 以上 新築）床面積 500 m <sup>2</sup> 以上
<b>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令、施行規則</b>			
産業廃棄物管理票交付等状況報告書	大阪市環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループ	6月30日	前年度分の実績をとりまとめ年に1回報告
産業廃棄物処理計画書	"	当該年度の6月30日	届出対象は、前年度の大阪市内の各作業所（現場）からの産業廃棄物の合計発生量が 1,000 トン以上の事業者
産業廃棄物処理計画実施状況報告書	"	翌年度の6月30日	届出対象は、前年度「産業廃棄物処理計画書」を提出した事業者

届出名	提出先	提出時期	備考（届出対象等）
<b>大阪市地下鉄近接協議</b>			
北港テクノポート線鉄 道近接協議	大阪港湾局計画課	随時	境界より 30m 以内の場合
<b>道路法及び同法施行令、施行規則</b>			
特殊車両の通行許可に かかる申請	大阪市建設局道路河川部調 整課（道路法上の道路または 道路法上の道路と港湾道路 にまたがる場合） 大阪港湾局計画整備部施設 管理課（港湾道路のみの場 合）	通行開始日の 8 週間前まで(※)	特殊車両で道路を通行する場合 (※) 通行開始日まで 8 週間未満 の場合は、提出先にご相談くださ い。

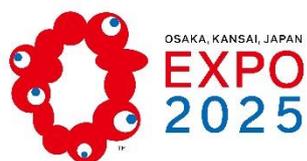
## お問合せ

ガイドラインの内容に関するお問い合わせや、手続きに関してご不明な点等については、

公式参加者は、公式参加者ポータルの Queries 機能をご活用頂いて開催者にお送りください。

公式参加者ポータルのご利用について支障のある場合は、[participant@expo2025.or.jp](mailto:participant@expo2025.or.jp)（別でも可）にメールにてコンタクト下さい。

非公式参加者は、[pavilion-shutten@expo2025.or.jp](mailto:pavilion-shutten@expo2025.or.jp)（別でも可）にメールにてコンタクト下さい。



**Bureau  
International  
des Expositions**

**公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会**